

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課	
基本目標Ⅰ すべての女性が個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会の実現	1 人権の尊重と擁護	人権啓発の推進	① 人権に関する相談窓口の周知	県民が人権に関する相談窓口を知り、より利用しやすくなるよう一層周知を図るとともに、相談内容に応じ法務局等専門窓口と連携して取り組みます。	13 ○県HP「新潟県の人権」内で相談窓口について、周知した。	○県HP「新潟県の人権」内及び人権啓発特設サイトで相談窓口について、周知。	○引き続き相談窓口の周知に努める。	福祉保健総務課
			② 県民への啓発の充実、人権意識の一層の向上	一人でも多くの県民が、人権問題への関心や差別を許さない意識を持つよう、新たな広報媒体の利用等により啓発の充実に取り組むとともに、人権に関わる公務員や民間企業・団体を対象とした研修等の開催、様々な人権課題をテーマとした各種イベントやSNS等を通じた県民向けの啓発の実施により、人権意識の一層の向上を図ります。	13 ○DV防止に関する啓発DVDの貸出の実施。 ○人権週間(12/4～12/10)に合せた各種媒体を活用した広報を実施した。	○DV防止に関する啓発DVDの貸出の実施。 ○人権週間(12/4～12/10)に合せた各種媒体を活用した広報を実施した。	○様々な媒体やイベント等を活用した啓発に引き続き努める。	福祉保健総務課
			③ 学校教育と社会教育とが相互に連携した人権教育の推進	学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性等が十分に発揮できるよう人権教育の推進に努めます。	13 ○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上を図るため、オンラインとサテライト会場を併用して参加者の増加を図った。 ○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。	○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上と県民の人権意識向上を図るために、オンラインとサテライト会場を併用して講演を行った。 ○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。	○人権教育指導者研修会で、地域や学校等で指導的な役割を担っている多くの方々から参加してもらえよう、チラシの配布やホームページへの掲載、県からのお知らせ等により、広く研修会開催の周知を図る。 ○現代的な人権課題を把握しながらテーマ設定や講師選定をし、今求められる人権感覚が養われるよう研修内容の充実を図る。	生涯学習推進課
			④ 幼児期からの発達段階に応じた人権教育の充実	幼児期からの発達段階に応じた人権教育の充実に向け、民間団体と連携して取り組みます。	13 ○保育所等の職員を対象とした研修において、人権に関する研修を実施した。 ○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。 ○幼稚園の職員を対象にした研修会を複数回実施し、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。	○保育所等の職員を対象とした研修において、人権に関する研修を実施した。 ○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。 ○幼保小の架け橋期の指導の重要性を踏まえ、幼稚園の職員を対象にした研修会を複数回実施し、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。	○引き続き研修の充実に取り組む。 ○引き続き必要な情報等の提供に努める。	こども家庭課 大学・私学振興課
			⑤ 「人権週間」期間の県民啓発のための広報	「人権週間」期間(毎年12月4日～10日)に、人権に関する県民啓発のための広報を行います。	13 ○DV防止に関する啓発DVDの貸出の実施。 ○人権週間(12/4～12/10)に合せた各種媒体を活用した広報を実施した。 【再掲】	○DV防止に関する啓発DVDの貸出の実施。 ○人権週間(12/4～12/10)に合せた各種媒体を活用した広報を実施した。 【再掲】	○様々な媒体やイベント等を活用した啓発に引き続き努める。 【再掲】	福祉保健総務課
	2 男女平等社会の実現	男女平等意識の浸透に向けた取組の推進	① 広報・啓発活動の展開	男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であることから、男女平等意識の浸透に向け、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、広報・啓発活動を展開します。	14 県、国、市町村の男女平等推進施策に関する取組や(公財)新潟県女性財団の事業について周知し、県民の意識啓発及び市町村の取組促進を図った。 ○配布方法 電子メール、県のホームページ掲載 ○発行回数 年4回 ○ページ数 4～6ページ ○内容 県及び市町村等の事業の広報等を行うほか、男女平等社会の形成に関する情報等を紹介した。	県、国、市町村の男女平等推進施策に関する取組や(公財)新潟県女性財団の事業について周知し、県民の意識啓発及び市町村の取組促進を図る。 ○配布方法 電子メール、県のホームページ掲載 ○発行回数 年3回(予定) ○ページ数 4～6ページ ○内容 県及び市町村等の事業の広報等を行うほか、男女平等社会の形成に関する情報等を紹介する。	○庁内の関係課や市町村の事業等の情報収集を密に行い、掲載情報の充実を図る。	政策企画課
				○男女共同参画週間に併せ、男女共同参画社会についての意識啓発を行った。 ・男女共同参画週間の広報 ・「ふれ愛ほっとらいん」への掲載 ・新潟ユニゾンプラザでのパネル展示	○男女共同参画週間に併せ、男女共同参画社会についての意識啓発を行った。 ・男女共同参画週間の広報 ・「ふれ愛ほっとらいん」への掲載 ・新潟ユニゾンプラザでのパネル展示	○男女共同参画週間に関連した広報・啓発を継続し、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図っていく。	政策企画課	
				○「男女共同参画計画(男女平等推進プラン)推進状況」(年次報告書)を作成し、公表した。 ○県民アンケート調査を実施した。 ○男女共同参画社会について広く県民から理解してもらうため、パネルの展示等を行った。	○「男女共同参画計画(男女平等推進プラン)推進状況」(年次報告書)の作成(年度末公表予定) ○男女平等社会づくりに向けた県民意識調査を実施。 ○男女共同参画週間に併せたパネル展示等、男女共同参画社会についての意識啓発を行った。	○累次の「新潟県男女共同参画計画」に基づき、県の男女平等社会の形成に係る現状や課題を適切に捉え、今後の取組推進へとつながるような年次報告書の作成を行う。 ○啓発パネル等の展示等を通して、引き続き、男女共同参画の実現について県民から広く理解してもらえるよう努める。	政策企画課	

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課	
				<p>○情報事業 ・インターネット、機関紙による情報の提供 ・啓発誌「ぶつくばらんず」の発行 ○研修事業 ・人材育成セミナー ・女性センター講座 ・男性向け講座 ・地域セミナー ○支援・交流事業 ・にいがた女と男フェスティバル開催事業 ・企業等における女性の活躍取組支援 ・各種団体等との連携・協働 ・行政職員交流支援事業 ○女性財団が実施した各種事業を通して、男女共同参画社会の形成に向けた県民の理解や取組の進捗が図られた。</p>	<p>○情報事業 財団のホームページや機関紙による情報提供、啓発誌の発行など多様な情報発信により、男女共同参画社会実現に向けた有益な情報を県民に提供する。 ○研修事業 男女共同参画推進のための県民の理解や取組を促進するとともに、人材を育成する学習機会を提供する。 ○支援・交流事業 企業・団体、自治体や女性団体における男女共同参画の推進に向けた取組を支援するため、交流や情報の収集・発信の場を提供する。</p>	<p>○新潟県女性財団による人材育成事業、市町村や民間団体と連携した交流促進事業及び情報発信事業への事業費補助を行っており、実践的な活動により男女共同参画社会の形成の促進が図られている。 ○引き続き、新潟県女性財団における各種事業が効率的・効果的に行われるよう支援を行っていく。</p>	政策企画課	
				<p>○下記の掲載内容について随時更新した。 ・政策企画課男女平等・共同参画推進室の事業概要 ・県男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」 ・ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の取組紹介 ・男女平等推進相談室関連情報 ・県の審議会等への女性委員の登用状況 ・関係機関へのリンク 等</p>	<p>○下記の掲載内容について随時更新した。 ・政策企画課男女平等・共同参画推進室の事業概要 ・県男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」 ・男女平等推進相談室関連情報 ・県の審議会等への女性委員の登用状況 ・関係機関へのリンク 等</p>	<p>○課のホームページ等を活用し、男女平等社会の形成に向けた情報発信を行っている。今後も、掲載情報の更新や充実を行い、広く県民から活用してもらえる情報発信に努める。</p>	政策企画課	
		② 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた実態把握、啓発	家庭、職場、地域等における、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向け、社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます。	14	<p>○「男女共同参画計画(男女平等推進プラン)推進状況」(年次報告書)を作成し、公表した。 ○県民アンケート調査を実施した。 ○男女共同参画社会について広く県民から理解してもらうため、パネルの展示等を行った。</p>	<p>○「男女共同参画計画(男女平等推進プラン)推進状況」(年次報告書)の作成(年度末公表予定) ○男女平等社会づくりに向けた県民意識調査を実施。 ○男女共同参画週間に併せたパネル展示等、男女共同参画社会についての意識啓発を行った。</p>	<p>○累次の「新潟県男女共同参画計画」に基づき、県の男女平等社会の形成に係る現状や課題を適切に捉え、今後の取組推進へとつながるような年次報告書の作成を行う。 ○啓発パネル等の展示等を通して、引き続き、男女共同参画の実現について県民から広く理解してもらうよう努める。</p>	政策企画課
					<p>県、国、市町村の男女平等推進施策に関する取組や(公財)新潟県女性財団の事業について周知し、県民の意識啓発及び市町村の取組促進を図った。 ○配布方法 電子メール、県のホームページ掲載 ○発行回数 年4回 ○ページ数 4～6ページ ○内容 県及び市町村等の事業の広報等を行うほか、男女平等社会の形成に関する情報等を紹介した。</p>	<p>県、国、市町村の男女平等推進施策に関する取組や(公財)新潟県女性財団の事業について周知し、県民の意識啓発及び市町村の取組促進を図る。 ○配布方法 電子メール、県のホームページ掲載 ○発行回数 年3回(予定) ○ページ数 4～6ページ ○内容 県及び市町村等の事業の広報等を行うほか、男女平等社会の形成に関する情報等を紹介する。</p>	<p>○庁内の関係課や市町村の事業等の情報収集を密に行い、掲載情報の充実を図る。</p>	政策企画課
					<p>・父親支援の取組を推進するため、講師を派遣し、両親学級を実施 ・男性の家事・育児参画の県民の理解やポジティブなイメージを形成するため、新潟日報や東北電力と共催でサイト運営やトークショーを実施</p>	<p>・父親支援の取組を推進するため、講師を派遣する両親学級や父親支援イベント等を実施 ・男性の家事・育児参画の県民の理解やポジティブなイメージを形成するため、新潟日報や東北電力と共催でサイト運営やイベント等を開催</p>	<p>・家庭における男性の家事・育児参画を推進し、夫婦の意識を変えていくため、令和7年度と同様に、引き続き男性の家事・育児参画に対する社会全体の理解が深まる研修等を実施していく。</p>	こども家庭課
		③ 学校、家庭、地域における男女平等を推進する教育・学習の充実や、指導者等の人材の養成	学校をはじめ、家庭や地域における男女平等を推進する教育・学習の充実や、学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます。	14	<p>○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。【再掲】</p>	<p>○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校の学校訪問を通じて、人権教育に関する研修を実施するとともに校内研修を複数回実施するよう促した。</p>	<p>○各学校においては児童生徒の発達段階に応じて人権教育に取り組んでいる。今後も男女平等の視点に立った人権教育の一層の推進のため、各種研修、学校訪問を通して学校へ働きかけていく。</p>	義務教育課
					<p>○各学校では、年間の指導計画に基づいた人権教育や男女平等教育を実施。人権教育をテーマとした講演会の実施等による生徒への意識啓発を図っている。</p>	<p>○各学校では、年間の指導計画に基づいた人権教育や男女平等教育を実施。人権教育をテーマとした講演会の実施等による生徒への意識啓発を図っている。</p>	<p>○人権教育や男女平等教育を、すべての県立高等学校・県立中等教育学校で継続的に推進する。</p>	高等学校教育課
					<p>○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上を図るため、オンラインとサテライト会場を併用して参加者の増加を図った。【再掲】</p>	<p>○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上と県民の人権意識向上を図るために、オンラインとサテライト会場を併用して講演を行った。【再掲】</p>	<p>○人権教育指導者研修会で、地域や学校等で指導的な役割を担っている多くの方々から参加してもらえよう、チラシの配布やホームページへの掲載、県からのお知らせ等により、広く研修会開催の周知を図る。 ○現代的な人権課題を把握しながらテーマ設定や講師選定をし、今求められる人権感覚が養われるよう研修内容の充実を図る。【再掲】</p>	生涯学習推進課

基本目標	重点目標	取組の内容		計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
					○全県の学校に配付している県作成の「性に関する指導の手引き」の活用について、研修会等の機会をとらえて周知を図った。	○学校における「性に関する指導」において、「生命(いのち)の安全教育」の教材や指導の手引き等も活用し、一人一人を尊重する教育や男女相互理解の推進を行うことについて、研修会等の機会をとらえて周知を図る。	○各学校において発達段階に応じた「性に関する指導」が着実に行われるよう、各種研修会等を通じて周知を図っていく。	保健体育課
3	DV防止にかかる人権擁護	DV防止にかかる人権教育の推進	① DV予防に力点を置いた教育及び啓発の推進	15	○DV防止の指導資料や相談窓口を活用してもらうため、これらが掲載されている県作成の「性に関する指導の手引き」の活用について、研修会等の機会をとらえて周知を図った。	○学校における「性に関する指導」において、「生命(いのち)の安全教育」の教材や指導の手引き等も活用し、デートDVの予防教育や相談窓口の周知を行うことについて、研修会等の機会をとらえて周知を図る。	○各学校において発達段階に応じた「性に関する指導」が着実に行われるよう、各種研修会等を通じて周知を図っていく。	保健体育課
					○「女性に対する暴力をなくす運動」の広報を行った。 ・県からのお知らせ ・啓発用のポスター配布(市町村、庁内関係課、掲示板など)	○「女性に対する暴力をなくす運動」の広報を行った。 ・県からのお知らせ ・県庁パープルライトアップの実施 ・啓発用のポスター配布(市町村、庁内関係課、掲示板など)	○引き続き、身近な相談機関を周知する等「女性に対する暴力をなくす運動」に関する理解促進を図る。	政策企画課
					○母子健康手帳に、DVに関する相談窓口情報を掲載している。	○R7年度作成の母子健康手帳にDV相談に関する窓口を掲載する	○DVに関する啓発が図られるよう、母子健康手帳に相談窓口を掲載するなど、引き続き周知を行う。	健康づくり支援課
					○県HP「配偶者暴力(DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図る。 ○女性支援新法や相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。	○県HP「配偶者暴力(DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図る。 ○女性支援新法や相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。	○引き続きリーフレットを配布し、県民のDVに関する理解促進や身近な相談機関の周知に努める。	こども家庭課
					○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。【再掲】	○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、心理的虐待に関する研修、人権教育の視点からDV防止を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。	○各学校においては児童生徒の発達段階に応じて人権教育に取り組んでいる。今後もDV防止についての研修の一層の推進のため、各種研修、学校訪問を通して学校へ働きかけていく。	義務教育課
					○各学校では、年間の指導計画に基づいた人権教育や男女平等教育を実施。人権教育をテーマとした講演会の実施等による生徒への意識啓発を図っている。	○各学校では、年間の指導計画に基づいた人権教育や男女平等教育を実施。人権教育をテーマとした講演会の実施等による生徒への意識啓発を図っている。	○人権教育や男女平等教育を、すべての県立高等学校・県立中等教育学校で継続的に推進する。	高等学校教育課
					○「マイスクールライフサポートブック」を新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載し、各高校等では学校独自ページを追加し、学校HPへの掲載や校内で活用することで、デートDVに関する生徒の理解を図った。	○「マイスクールライフサポートブック」を新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載し、各高校等では学校独自ページを追加し、学校HPへの掲載や校内で活用することで、デートDVに関する生徒の理解を図っている。	○内容によっては犯罪行為になりうるという認識も含め、生徒の人権意識啓発のため、積極的な資料の活用を高校等に促していく。	生徒指導課
					○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上を図るため、オンラインとサテライト会場を併用して参加者の増加を図った。【再掲】	○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上と県民の人権意識向上を図るために、オンラインとサテライト会場を併用して講演を行った。【再掲】	○人権教育指導者研修会で、地域や学校等で指導的な役割を担っている多くの方々から参加してもらえよう、チラシの配布やホームページへの掲載、県からのお知らせ等により、広く研修会開催の周知を図る。 ○現代的な人権課題を把握しながらテーマ設定や講師選定をし、今求められる人権感覚が養われるよう研修内容の充実を図る。【再掲】	生涯学習推進課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課	
		<p>② 高齢者・障害者・外国人等への配慮</p> <p>ア 高齢者や障害者は様々な重複した問題が潜在化しやすい傾向があるため、関係機関と連携し、身体面、精神面に配慮した対応に努めます。 イ 外国人は、言葉や文化の違いなどが、様々な場面において障害となることが考えられるため、必要に応じて通訳を介し、適切な相談支援が行えるように努めます。</p>	15	<p>○公務上必要な英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語に関する通訳・翻訳に対応した。</p> <p>○公務上必要な英語、中国語に関する通訳・翻訳に対応した。</p> <p>○外国人相談センター(外国人向け相談窓口)を運営した。</p> <p>○県内4地域振興局で高齢者虐待の対応状況や現状に基づく虐待防止等に関する研修の実施や、関係機関による体制整備や情報共有、課題把握のため会議を行った。また、市町村や地域包括支援センターにおける処遇困難事例に対する専門窓口を設け、相談に関する支援を行っている。</p> <p>○障害者虐待の防止にむけて、障害者福祉施設等への研修の実施、早期発見・早期対応のための市町村への支援を行った。</p> <p>○高齢者・障害者虐待事案を認知した際は、市町村に通報及び情報提供を行い、関係機関と連携して高齢者・障害者の特性に配慮した適切な被害者支援活動を実施した。また、危険性・切迫性の高い事案について、積極的に加害者の検挙措置を講じ、被害者の安全確保を図った。 ○外国籍の被害者・加害者に対しては、状況に応じて翻訳資料の活用や通訳を介して相談を受け、保護対策の説明や加害者への口頭指導を行い、事案に対応した。</p>	<p>○公務上必要な英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語に関する通訳・翻訳に対応する。</p> <p>○公務上必要な中国語に関する通訳・翻訳に対応する。</p> <p>○外国人相談センター(外国人向け相談窓口)を運営する。</p> <p>○県内3地域振興局で、虐待の早期発見と適切な対応のための防止研修の実施や関係機関との体制を整備する。 ○市町村・地域包括支援センターにおける処遇困難事例に対する専門窓口を設置する。 ○養介護施設従事者等による虐待防止を図るための認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)研修を実施する。</p> <p>○障害者虐待の防止にむけて、障害者福祉施設等への研修の実施、早期発見・早期対応のための市町村への支援を行う。</p> <p>○高齢者・障害者虐待事案を認知した際は、市町村に通報及び情報提供を行い、関係機関と連携して高齢者・障害者の特性に配慮した適切な被害者支援活動を実施した。また、危険性・切迫性の高い事案について、積極的に加害者の検挙措置を講じ、被害者の安全確保を図った。 ○外国籍の被害者・加害者に対しては、状況に応じて翻訳資料の活用や通訳を介して相談を受け、保護対策の説明や加害者への口頭指導を行い、事案に対応した。</p>	<p>○公務上必要な英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語に関する通訳・翻訳に対応する。</p> <p>○公務上必要な中国語に関する通訳・翻訳に対応する。</p> <p>○引き続き、外国人相談センター(外国人向け相談窓口)の運営をする</p> <p>○虐待の早期発見・早期対応のための取組や市町村への虐待対応支援を引き続き行う。 ○養介護施設従事者等による虐待防止を図るため、引き続き認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への適切な対応等の習得機会を設け、施設等における体制整備や再発防止に向けて支援を行う。</p> <p>○障害者虐待の防止にむけて、障害者福祉施設等への研修の実施、早期発見・早期対応のための市町村への支援を強化していく必要がある。</p> <p>○被害者の年齢・性別・国籍・障害の有無等の特性に配慮したきめ細やかな相談対応や、二次被害防止のため、職員に対する教養を継続的にを行い、対応要領、知識の向上に努める。また、被害者の心情、以降に沿った適切な援助及び再被害防止措置を講ずる。</p>	<p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>国際課</p> <p>高齢福祉保健課</p> <p>障害福祉課</p> <p>県警人身安全対策課</p>	
		<p>③ DV被害と児童虐待との一体的支援</p> <p>両親と子どもを含む家族間の暴力・虐待は相互に関連しあっており、家庭内においてDVと児童虐待が併存する場合も多いことから、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター、市町村における児童虐待相談とDV相談の各担当窓口が密接に連携し一体的な支援が可能となるよう対応します。</p>	15	<p>○児童同伴で一時保護となったケースについては、市町村担当課、児童相談所と連携して対応した。</p>	<p>○児童同伴で一時保護となったケースについては、市町村担当課、児童相談所と連携して対応した。</p>	<p>○児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市町村との連携をより深め、一体的な支援を目指します。</p>	<p>女性相談支援センター</p>	
		<p>④ デートDVを予防する教育及び啓発の推進</p> <p>ア 中学生・高校生を中心とした若年層向けにデートDVを予防する教育や啓発を行うとともに、相談窓口を周知します。 イ ホームページやSNSを活用するなど、若年層に届きやすい媒体を使用して啓発を行います。 ウ デートDV防止の指導・対応方法について、セミナー等の開催により、教職員や保護者等への周知に努めます。</p>	16	<p>○民間団体のノウハウ等を活用したDV予防啓発活動を行った。 ・デートDVセミナー:11校 ・デートDVセミナーDVD貸出:2校</p> <p>○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。【再掲】</p> <p>○若年層向けデートDVセミナーを教育機関及び民間団体と連携して実施するなど被害者の早期の把握に努めた。</p> <p>○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上を図るため、オンラインとサテライト会場を併用して参加者の増加を図った。【再掲】</p> <p>○DV防止の指導資料や相談窓口を活用してもらうため、これらが掲載されている県作成の「性に関する指導の手引き」の活用について、研修会等の機会をとらえて周知を図った。【再掲】</p>	<p>○民間団体のノウハウ等を活用したDV予防啓発活動を行った。 ・デートDVセミナー:9校 ・デートDVセミナーDVD貸出:3校</p> <p>○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点からデートDV防止を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。【再掲】</p> <p>○若年層向けデートDVセミナーを教育機関及び民間団体と連携して実施するなど被害者の早期の把握に努めた。</p> <p>○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上と県民の人権意識向上を図るために、オンラインとサテライト会場を併用して講演を行った。【再掲】</p> <p>○学校における「性に関する指導」において、「生命(いのち)の安全教育」の教材や指導の手引き等も活用し、デートDVの予防教育や相談窓口の周知を行うことについて、研修会等の機会をとらえて周知を図る。【再掲】</p>	<p>○被害者の状況に応じた円滑な対応を図るため、民間団体との連携強化に努めるとともに、民間団体のノウハウを活かした活動を引き続き実施する。</p> <p>○各学校においては児童生徒の発達段階に応じて人権教育に取り組んでいる。今後もデートDVについての研修の推進のため、各種研修、学校訪問を通して学校へ働きかけていく。【再掲】</p> <p>○民間団体や関係機関への周知、連携に努める。</p> <p>○人権教育指導者研修会で、地域や学校等で指導的な役割を担っている多くの方々から参加してもらえよう、チラシの配布やホームページへの掲載、県からのお知らせ等により、広く研修会開催の周知を図る。 ○現代的な人権課題を把握しながらテーマ設定や講師選定をし、今求められる人権感覚が養われるよう研修内容の充実を図る。【再掲】</p>	<p>こども家庭課</p> <p>義務教育課</p> <p>こども家庭課 義務教育課 高等学校教育課</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>保健体育課</p>	
基本目標Ⅱ 安心して相談できる窓口の充実	1 県における相談体制の強化	(1) 困難な問題を抱える女性の実態把握	困難な問題を抱える女性の実態把握	<p>① 県民アンケートや民間団体等と連携した調査を実施し、困難な問題を抱える女性の実態に基づいた支援体制の強化を進めます。 ② 市町村の相談体制の強化に向けた支援を行うため、市町村に対して、取組状況や課題等を調査し、研修会等を活用により、好事例等を横展開します。</p>	20	<p>○民間の支援機関の相談者に困りごとや相談先についてのアンケートを実施した。また、民間支援団体の相談員、県市の女性相談支援員を対象に相談支援の現状や課題についてヒアリング調査を実施した。</p> <p>○今年度新規に配置した女性相談支援員を対象に相談支援の現状や課題についてヒアリング調査を実施した。</p>	<p>○調査結果を踏まえ、市町村や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。</p>	<p>こども家庭課</p>

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課		
(2) 支援調整会議を活用した連携体制の強化	支援調整会議を活用した連携体制の強化	女性に関する課題が複雑化、多様化、複合化しており、市町村、関係機関、民間団体が早期に円滑かつ適切な支援を行うため、支援調整会議を活用し、以下の会議を有機的に連動させて、支援体制を検討・構築します。 ① 代表者会議 関係機関や民間団体との代表者会議を年1回程度開催し、本県の支援体制の構築に向けた検討や指標に関する全体評価を実施し、課題や方向性を共有します。 ② 実務者会議 関係機関や民間団体、市町村担当者との具体的な事案に基づく検討会や研修を行い、県内の困難な問題を抱える女性の実態を踏まえた課題等を把握し、連携強化を図ります。 ③ 個別ケース検討会議 必要に応じて、一時保護、処遇の難しい事案、専門的・広域的な事案などについて、関係機関や民間団体、市町村担当者として支援方針を検討します。	20	○支援調整会議(代表者会議)を2回実施し、課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和6年7月18日、令和7年1月30日 ○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 ○個別ケース会議を37回実施し、支援対象者の支援方針の検討を行った。 ・参集者～支援対象者、女性相談支援員、弁護士、県女性相談支援センター	○支援調整会議(代表者会議)を実施し、地域の課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和8年1月22日 ○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○個別ケース会議 ・他機関主催のケース会議に1回参加 ・関係機関とのケース協議を随時実施。参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター(ケースにより弁護士、支援対象者も参加)。	○支援調整会議を活用して、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整えます。 ・支援調整会議(代表者会議) ・支援調整会議(実務者会議) ・個別ケース会議～随時 ○実務者会議は、地域の課題が抽出できるような研修テーマの設定と連携が深まるグループワークを設定します。 ○関係機関だけでなく、本人の意思を尊重するためにも本人を交えた個別ケース会議を増やしていきます。	こども家庭課 女性相談支援センター		
		県内の相談機関の中枢である女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)において、被害者からの相談に対応するとともに、県の中枢機関として一時保護、処遇の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応、市町村への支援、研修等、関係機関と連携し、取組を強化します。	20	○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 【再掲】 ○女性相談支援員等情報交換会を実施。連携強化と情報共有を行った。 ○困難事例、専門性の高い事例については市町村からの要請に応じ、連携し支援した。	○研修内容を相談支援担当者の資質向上につながるよう設定します。 ○R8年度研修等予定 ・新任女性相談支援員向けの研修(zoom) ・支援調整会議(実務者会議) 上越地区、中越地区、下越地区 ・女性相談支援員等情報交換会	女性相談支援センター		
		新潟市、長岡市の相談件数が増加しているため、他市町村の状況把握に努め、配偶者暴力相談支援センター未配置地域への設置が進むような支援	20	○市町村に対して法律や制度の説明及び情報収集を行い、制度への理解を図った。	○市町村に対して法律や制度の説明及び情報収集を行い、制度への理解を促進させる。	○引き続き法律や制度の周知を図り、配偶者暴力相談支援センターの設置が進むよう支援に努める。	こども家庭課		
		被害者の特性に配慮した相談体制の整備	20	○性別を問わず適切な相談支援を行えるよう、配慮している。研修等に参加し、職員の専門性向上に努めた。	○性別を問わず適切な相談支援を行えるよう、配慮している。研修等に参加し、職員の専門性向上に努めた。	○被害者の状況に合わせたきめ細やかな支援を行います。 ○性別を問わず相談しやすい体制を整えます。	女性相談支援センター		
		地域の民生委員、児童委員等との連携	20	○福祉課題の増大・多様化により、相談・支援活動の範囲が拡大し役割が一層重大となっている民生委員・児童委員の活動費を負担し、活動を支援した。 ○民生委員が活動しやすい環境を整備する市町村の支援。(R7より開始)	○福祉課題の増大・多様化により、相談・支援活動の範囲が拡大し役割が一層重大となっている民生委員・児童委員の活動費を負担し、活動を支援する。 ○民生委員が活動しやすい環境を整備する市町村の支援。(R7より開始)	○近年の福祉課題の増大・多様化により、民生委員・児童委員の相談・支援活動の範囲が拡大しており、活動の負担の大きさ等から民生委員の担い手不足が喫緊の課題となっている。 ○市町村が実施する民生委員担い手確保対策に対し、補助金の交付による支援の継続。	福祉保健総務課		
		生活困窮者の支援調整会議とも連携を図り、相談支援体制を強化した。	20	○生活困窮者の支援調整会議とも連携を図り、相談支援体制を強化した。	○生活困窮者の支援調整会議とも連携を図り、相談支援体制を強化する。	○支援調整会議や生活困窮者の支援調整会議を活用し、情報共有、連携強化を図る。	こども家庭課		
		(4) SNS等を活用した多様な相談窓口の充実や相談の実施	① 相談機関の周知、被害者発見時の適切な情報提供について意識啓発	県民に対し相談機関についての周知を図るとともに、被害者を発見した場合に適切な情報提供ができるよう意識啓発を行います。	20	○県HP「配偶者暴力(DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図った。 ○女性支援新法や相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。	○県HP「配偶者暴力(DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図る。 ○相談窓口や相談の流れを掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。	○引き続きリーフレットを配布し、県民のDVIに関する理解促進や身近な相談機関の周知に努める。	こども家庭課
				② SNS等を活用した相談窓口充実・相談実施による効果・課題の検証、相談体制の整備の検討	SNS等を活用した相談窓口の充実や相談の実施による効果や課題について検証を行い、相談体制の整備について検討を進めます。	20	○国が設置したSNS相談窓口である「DV相談プラス」の本県における活用状況や他県でのSNS相談窓口の設置状況等の情報収集を行った。	○国が設置したSNS相談窓口である「DV相談プラス」の本県における活用状況や他県でのSNS相談窓口の設置状況等の情報収集を行った。	○SNS相談窓口の活用を検討する。
		(5) 民間団体との連携・協働の推進	民間団体と連携・協働した相談体制の充実・強化	民間団体と連携・協働し、民間団体の有する知見やノウハウを活用しながら、相談体制の充実・強化を進めます。	20	○民間団体のノウハウ等を活用したDV予防啓発活動を行った。 ・デートDVセミナー:11校 ・デートDVセミナーDVD貸出:2校 【再掲】	○民間団体のノウハウ等を活用したDV予防啓発活動を行った。 ・デートDVセミナー:9校 ・デートDVセミナーDVD貸出:3校 【再掲】	○被害者の状況に応じた円滑な対応を図るため、民間団体との連携強化に努めるとともに、民間団体のノウハウを活かした活動を引き続き実施する。 【再掲】	こども家庭課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課	
2	市町村の相談体制の強化に向けた支援	① 相談体制及び庁内連携の強化に向けた支援	① 新法制定の背景・趣旨について市町村の理解促進 住んでいる市町村により、受けられる相談やサービスに差が生じることのないよう困難女性支援法制定の背景・趣旨について、市町村の理解促進を図ります。	24	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 ○女性相談支援員未配置市町村に対し、個別に法律や県計画の説明を行った。	○支援調整会議や生活困窮者の支援調整会議を活用するとともに、市町村の要請に応じ情報共有、情報提供を積極的に行う。	こども家庭課
		② 女性相談支援員の配置及び支援調整会議の設置の促進	困難女性支援法に基づく市町村基本計画の策定、女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置及び相談者の負担軽減に資する相談窓口の整備が進むよう、市町村に対して、県が開催する支援調整会議や研修会への参加を促すとともに、情報提供を積極的に行います。	24	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 【再掲】	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 ○女性相談支援員未配置市町村に対し、個別に法律や県計画の説明を行った。 【再掲】	○支援調整会議や生活困窮者の支援調整会議を活用するとともに、市町村の要請に応じ情報共有、情報提供を積極的に行う。 【再掲】	こども家庭課
		③ 地域ネットワークへの参画により対応力の向上を図るよう支援	困難女性支援担当機関が要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークに参画することにより、対応力の向上を図るよう支援します。	24	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 【再掲】	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 ○女性相談支援員未配置市町村に対し、個別に法律や県計画の説明を行った。 【再掲】	○支援調整会議や生活困窮者の支援調整会議を活用するとともに、市町村の要請に応じ情報共有、情報提供を積極的に行う。 【再掲】	女性相談支援センター
		④ 市町村の女性相談支援員間の横の連携及び相談対応のスキル向上	市町村の女性相談支援員(女性相談窓口担当者を含む)への研修会や勉強会の実施により、県内の困難に直面している女性に関する状況や支援内容等を共有し、女性相談支援員間の横の連携及び相談対応のスキル向上に向けた取組の強化を行います。	24	○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○女性相談支援員等情報交換会を実施。連携強化と情報共有を行った。 ○困難事例、専門性の高い事例については市町村からの要請に応じ、連携し支援した。 【再掲】	○研修内容を相談支援担当者の資質向上につながるよう設定します。 ○R8年度研修等予定 ・新任女性相談支援員向けの研修(zoom) ・支援調整会議(実務者会議) 上越地区、中越地区、下越地区 ・女性相談支援員等情報交換会 【再掲】 ○支援調整会議において、メンタルヘルス対策について各相談機関に周知します。 ○機会を捉えて市町村との意見交換を行い、現状把握に努めるとともに設置促進のための支援を行います。 ○支援調整会議(実務者会議)や女性相談支援員情報交換会などを通じて、相談従事者の専門性や資質向上に努めます。	女性相談支援センター こども家庭課
		⑤ 相談員のメンタルヘルス対策	複雑で困難な相談の増加に伴い、相談員の精神的な負担が大きくなっていることから、メンタルヘルス対策に努めるよう、各相談機関に働きかけます。	24		○機会を捉えて相談員の精神的負担について関係機関に説明。特に困難ケース等で市町村とやり取りがある場合は、メンタルヘルス対策について助言した。		
	(2) DV被害者支援体制の強化に向けた支援	① 全市町村で基本計画が策定に向けた支援	県内全市町村において配偶者暴力防止等基本計画が策定されるよう他市町村の取組等の情報提供を行うなどにより支援します。	24		○支援調整会議(実務者会議)や女性相談支援員等情報交換会において、研修や情報提供を行うとともに、事例検討や情報交換を実施した。		
		② 配属支援センターの設置促進に向けた支援	市町村と意見交換を行い、配偶者暴力相談支援センターの設置が進むよう支援します。	24				
		③ 相談従事者の専門性・資質の向上	女性相談支援センターでは、女性相談支援員研修会や「DV被害者支援セミナー」などを通じて、相談従事者の専門性を高め、資質向上に努めます。	24				
		④ 女性相談支援センターとの連携	市町村における相談業務を支援するため、「市町村向け女性相談支援マニュアル」を活用し女性相談支援センターとの連携を図ります。	24	○国の「女性相談支援員 相談・支援指針」を参考に市町村に助言を行った。 ○国が「女性相談支援員 相談・支援指針」を策定したため、『市町村向け女性相談支援マニュアル』を廃止し、新たに一時保護に関する事務取扱要領を作成する。	○女性支援新法及び国の「女性相談支援員 相談・支援指針」に沿って、「市町村向け新潟県女性相談・支援マニュアル」を作成。市町村担当者会議を活用し、周知を図った。	○国の「女性相談支援員 相談・支援指針」と「市町村向け新潟県女性相談・支援マニュアル」を活用し、市町村の相談業務を支援します。	女性相談支援センター
	(3) 若年女性への相談対応の支援	支援調整会議や研修会の開催による市町村支援、県内外の先進事例の情報提供による横展開	県が開催する支援調整会議や研修会に市町村の参加を促すとともに、県内外の先進事例の情報提供により横展開を図ります。	24	○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○女性相談支援員等情報交換会を実施。連携強化と情報共有を行った。 ○困難事例、専門性の高い事例については市町村からの要請に応じ、連携し支援した。 【再掲】	○研修内容を相談支援担当者の資質向上につながるよう設定します。 ○R8年度研修等予定 ・新任女性相談支援員向けの研修(zoom) ・支援調整会議(実務者会議) 上越地区、中越地区、下越地区 ・女性相談支援員等情報交換会 【再掲】	女性相談支援センター

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
		<p>(4) 民間団体との連携・協働に向けた支援</p> <p>広域的な連携の観点から体制強化に向けて検討</p> <p>市町村により、民間団体の有無など、地域資源が異なる状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への相談体制の支援について、広域的な連携の観点から、体制の強化に向けた検討を行います。</p>	24	<p>○支援調整会議(代表者会議)を2回実施し、課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和6年7月18日、令和7年1月30日 ○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 ○個別ケース会議を37回実施し、支援対象者の支援方策の検討を行った。 ・参集者～支援対象者、女性相談支援員、弁護士、県女性相談支援センター 【再掲】</p>	<p>○支援調整会議(代表者会議)を実施し、地域の課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和8年1月22日 ○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・全体会議>1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ・地区別会議>3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○個別ケース会議 ・他機関主催のケース会議に1回参加 ・関係機関とのケース協議を随時実施。参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター(ケースにより弁護士、支援対象者も参加)。 【再掲】</p>	<p>○支援調整会議を活用して、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整えます。 ・支援調整会議(代表者会議) ・支援調整会議(実務者会議) ・個別ケース会議～随時 ○実務者会議は、地域の課題が抽出できるような研修テーマの設定と連携が深まるグループワークを設定します。 ○関係機関だけでなく、本人の意思を尊重するためにも本人を交えた個別ケース会議を増やしていきます。 【再掲】</p>	こども家庭課
3 情報発信の強化	(1) 困難な問題を抱える女性への周囲の理解の促進	① 困難の実態の周知、正しい情報・知識・早期相談のメリットの情報提供	26	<p>○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 ○テレビによる広報を実施した。 ・UX「ほっとホット新潟」令和6年11月18日</p>	<p>○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。</p>	<p>○県民講座やリーフレットの配布等を通して、県民に届く広報に努める。 ○若年層にはSNSによる広報が効果的であるため、相談窓口や支援内容の周知にSNSの活用を検討する。</p>	こども家庭課
		② 相談者への総合的な情報提供	26	<p>○相談者の困り感に合わせて、適切な情報提供を行った。</p>	<p>○相談者の困り感に合わせて、適切な情報提供を行った。</p>	<p>○相談者に対する適切な情報提供に努めます。</p>	女性相談支援センター
		③ 民間団体と連携した周知の検討	26	<p>○県HP「配偶者暴力(DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図る。 ○女性支援新法や相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。 【再掲】</p>	<p>○県HP「配偶者暴力(DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図る。 ○相談窓口や相談の流れを掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。 【再掲】</p>	<p>○引き続きリーフレットを配布し、県民のDVIに関する理解促進や身近な相談機関の周知に努める。 【再掲】</p>	こども家庭課
		④ 相談窓口や支援内容の周知、SNSの活用検討	27	<p>○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 ○テレビによる広報を実施した。 ・UX「ほっとホット新潟」令和6年11月18日 【再掲】</p>	<p>○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 【再掲】</p>	<p>○県民講座やリーフレットの配布等を通して、県民に届く広報に努める。 ○若年層にはSNSによる広報が効果的であるため、相談窓口や支援内容の周知にSNSの活用を検討する。 【再掲】</p>	こども家庭課
		⑤ 県民の意識啓発、SNSを活用した周知の検討	27	<p>○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 ○テレビによる広報を実施した。 ・UX「ほっとホット新潟」令和6年11月18日 【再掲】</p>	<p>○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 【再掲】</p>	<p>○県民講座やリーフレットの配布等を通して、県民に届く広報に努める。 ○若年層にはSNSによる広報が効果的であるため、相談窓口や支援内容の周知にSNSの活用を検討する。 【再掲】</p>	こども家庭課
(2) DVIに関する相談機関の県民の認知度の向上に向けた取組の強化(再掲)	① 学校での発達段階に応じた人権教育、性に関する教育指導・暴力防止教育	学校において人権尊重や男女平等の精神に基づき、発達段階に応じた人権教育、性に関する教育や暴力防止教育を実施します。	27	<p>○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。【再掲】</p>	<p>○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。【再掲】</p>	<p>○各学校においては児童生徒の発達段階に応じて人権教育に取り組んでいる。今後も人権教育の一層の推進のため、各種研修、学校訪問を通して学校へ働きかけていく。【再掲】</p>	義務教育課
				<p>○「新潟県人権教育基本方針」を踏まえ、生徒、教職員の人権意識を高める取組を組織的、継続的に行う。</p>	<p>○「新潟県人権教育基本方針」を踏まえ、生徒、教職員の人権意識を高める取組を組織的、継続的に行う。</p>	<p>○生徒、教職員の人権意識を高める取組を推進するために生徒への指導、及び教職員を対象とした研修の機会、内容の充実を図ることが課題である。</p>	高等学校教育課
				<p>○R6年度 文部科学省委託事業不採択のため、実施なし</p>	<p>○R7年度 文部科学省委託事業不採択のため、実施なし</p>	<p>○文部科学省委託事業採択に向け、研究内容の充実を図ることが課題である。</p>	高等学校教育課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度取組	R7年度取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課	
				<p>○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上を図るため、オンラインとサテライト会場を併用して参加者の増加を図った。【再掲】</p> <p>○「マ이스クールライフサポートブック」を新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載し、各高校等では学校独自ページを追加し、学校HPへの掲載や校内で活用することで、デートDVに関する生徒の理解を図った。【再掲】</p> <p>○全県の学校に配付している県作成の「性に関する指導の手引き」の活用について、研修会等の機会をとらえて周知を図った。【再掲】</p>	<p>○人権教育指導者研修会で、より多くの人々に家庭や地域社会、学校等における人権教育の必要性を周知し、人権教育推進者の資質向上と県民の人権意識向上を図るために、オンラインとサテライト会場を併用して講演を行った。【再掲】</p> <p>○「マイスクールライフサポートブック」を新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載し、各高校等では学校独自ページを追加し、学校HPへの掲載や校内で活用することで、デートDVに関する生徒の理解を図っている。【再掲】</p> <p>○学校における「性に関する指導」において、「生命(いのち)の安全教育」の教材や指導の手引き等も活用し、一人一人を尊重する教育や男女相互理解の推進を行うことについて、研修会等の機会をとらえて周知を図る。【再掲】</p>	<p>○人権教育指導者研修会で、地域や学校等で指導的な役割を担っている多くの方々から参加してもらえよう、チラシの配布やホームページへの掲載、県からのお知らせ等により、広く研修会開催の周知を図る。</p> <p>○現代的な人権課題を把握しながらテーマ設定や講師選定をし、今求められる人権感覚が養われるよう研修内容の充実を図る。【再掲】</p> <p>○内容によっては犯罪行為になりうるという認識も含め、生徒の人権意識啓発のため、積極的な資料の活用を高校等に促していく。【再掲】</p> <p>○各学校において発達段階に応じた「性に関する指導」が着実に実行されるよう、各種研修会等を通じて周知を図っていく。【再掲】</p>	生涯学習推進課 生徒指導課 保健体育課	
		② 様々な機会を捉えた妊産婦や子育てをしている保護者への周知啓発	27	母子健康手帳に、DVIに関する相談窓口情報を掲載している。【再掲】	○R7年度作成の母子健康手帳にDV相談に関する窓口を掲載する。【再掲】	○DVIに関する啓発が図られるよう、母子健康手帳に相談窓口を掲載するなど、引き続き周知を行う。【再掲】	健康づくり支援課	
		③ 県民のDVIに関する理解促進、身近な相談機関の周知	27	一般県民向け公開講座の実施や、リーフレット、相談窓口周知用カードを作成・配布することにより、県民のDVIに関する理解促進や身近な相談機関の周知に努めます。	<p>○女性のつながりサポート事業 ・女性支援NPO等との連携会議の開催 ・ピアサポート支援、アウトリーチ支援 ・弁護士等の専門相談の実施 等</p> <p>○県HP「新潟県の人権」内で相談窓口について、周知した。</p>	<p>○引き続き、多様な背景により困難に直面している女性を掘り起こし、支援に繋げる取組を行っていく。</p> <p>○引き続き相談窓口の周知に努める。</p>	政策企画課 福祉保健総務課	
		④ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の県民への意識啓発	27	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(毎年11月12日～25日)にポスター等の配布のほか、インターネットなど様々な広報媒体を活用し、県民への意識啓発を図ります。	<p>○「女性に対する暴力をなくす運動」の広報を行った。 ・県からのお知らせ ・啓発用のポスター配布(市町村、庁内関係課、掲示板など)</p> <p>○「女性に対する暴力をなくす運動」の広報を行った。 ・県からのお知らせ ・啓発用のポスター配布(市町村、庁内関係課、掲示板など)【再掲】</p>	<p>○引き続き、身近な相談機関を周知する等「女性に対する暴力をなくす運動」に関する理解促進を図る。</p> <p>○引き続き、身近な相談機関を周知する等「女性に対する暴力をなくす運動」に関する理解促進を図る。【再掲】</p>	政策企画課 こども家庭課	
		⑤ 研修・啓発の講師派遣	27	市町村や企業、その他の団体からの要望に応じ、研修・啓発の講師を派遣します。	○市町村や民間団体等からの要望に応じ、職員を研修講師として派遣した。	○市町村からの要望に応じ、職員を研修講師として派遣した。	こども家庭課	
基本目標Ⅲ 一人ひとりの困りごとに応じた支援の強化	1 DV被害者への支援	(1) 早期の把握・アウトリーチの体制整備の強化	① 被害者を発見した場合の通報や情報提供についての関係機関への働きかけ	被害者を発見した場合は、本人の意向を尊重しながら必要に応じて女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター及び警察へ、通報や情報提供するよう関係機関に積極的に働きかけます。	○市町村、関係機関と連携しながら、対応した。	○市町村、関係機関と連携しながら、対応した。	○被害者を発見した場合に、女性相談担当窓口への情報提供や警察への通報ができるよう研修等で周知に努めます。	女性相談支援センター
			② 医療機関向けのマニュアル配布	配偶者暴力防止等法第6条第2項では、医師その他の医療関係者は被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされているため、関係団体と連携し、医療機関向けのマニュアルを配布します。	○医療機関と連携しながら、医療現場におけるDV相談、通報の仕組みの周知を図った。	○医療機関と連携しながら、医療現場におけるDV相談、通報の仕組みの周知を図る。	○医療機関と連携しながら、医療現場におけるDV相談、通報の仕組みの周知を図る。	こども家庭課
			③ 医療関係者等に対する研修	被害者を把握しやすい立場にある医師や看護師などの医療関係者等に対して、関係機関と連携を図りながら研修を実施します。	○医療機関と連携しながら、医療現場におけるDV相談、通報の仕組みの周知を図った。【再掲】	○医療機関と連携しながら、医療現場におけるDV相談、通報の仕組みの周知を図る。【再掲】	○医療機関と連携しながら、医療現場におけるDV相談、通報の仕組みの周知を図る。【再掲】	こども家庭課
			④ 民間団体・関係機関と連携した被害者の早期把握	民間団体や関係機関と連携し、被害者の早期の把握に努めます。	○若年層向けデートDVセミナーを教育機関及び民間団体と連携して実施するなど被害者の早期の把握に努めた。	○若年層向けデートDVセミナーを教育機関及び民間団体と連携して実施するなど被害者の早期の把握に努めた。	○民間団体や関係機関への周知、連携に努める。	こども家庭課
	(2) 相談体制及び関係機関等との連携の強化・充実	① 女性相談支援員の配置及び支援調整会議等の設置促進のための情報提供	すべての市町村に女性相談支援員の配置及び支援調整会議等の設置が進むよう、情報提供を積極的に行います。	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。【再掲】	○支援調整会議(実務者会議)、関連領域の支援調整会議及びこども家庭課と未設置市町村への情報提供を行った。【再掲】	○支援調整会議や生活困窮者の支援調整会議を活用するとともに、市町村の要請に応じ情報共有、情報提供を積極的に行う。【再掲】	こども家庭課 女性相談支援センター	

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
		② 支援調整会議等を活用した相談、支援方法等の検討 関係機関、民間団体等で構成される支援調整会議を活用しながら、相談体制や支援方法等を検討します。	31	○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○女性相談支援員等情報交換会を実施。連携強化と情報共有を行った。 ○困難事例、専門性の高い事例については市町村からの要請に応じ、連携し支援した。 【再掲】	○研修内容を相談支援担当者の資質向上につながるよう設定します。 ○R8年度研修等予定 ・新任女性相談支援員向けの研修(zoom) ・支援調整会議(実務者会議) 上越地区、中越地区、下越地区 ・女性相談支援員等情報交換会 【再掲】	女性相談支援センター
		③ 女性相談支援センターを中心に関係機関や民間団体と連携した市町村への支援 県の相談機関の中核である女性相談支援センターを中心に、対応の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応等、関係機関や民間団体と連携し、市町村へ支援を行います。	31	○市町村からの相談に応じて、対応について助言を行った。	○市町村からの相談に応じて、対応について助言を行った。	○市町村、関係機関、民間団体への専門的な支援を行えるよう、職員の資質向上に努めます。	女性相談支援センター
		④ 相談従事者の更なる資質向上 研修会やセミナー等により、DV被害者に係る対応事例について、相談従事者の更なる資質向上に努めます。	31	○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○女性相談支援員等情報交換会を実施。連携強化と情報共有を行った。 ○困難事例、専門性の高い事例については市町村からの要請に応じ、連携し支援した。 【再掲】	○研修内容を相談支援担当者の資質向上につながるよう設定します。 ○R8年度研修等予定 ・新任女性相談支援員向けの研修(zoom) ・支援調整会議(実務者会議) 上越地区、中越地区、下越地区 ・女性相談支援員等情報交換会 【再掲】	女性相談支援センター
		⑤ 「女性相談対応マニュアル」見直しの検討 市町村における相談業務を支援するため、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性に対応するための「女性相談対応マニュアル」を適宜見直します。	31	○国の「女性相談支援員 相談・支援指針」を参考に市町村に助言を行った。 ○国が「女性相談支援員 相談・支援指針」を策定したため、「市町村向け女性相談支援マニュアル」を廃止し、新たに一時保護に関する事務取扱要領を作成する。 【再掲】	○女性相談支援員及び国の「女性相談支援員 相談・支援指針」に沿って、「市町村向け新潟県女性相談・支援マニュアル」を作成。市町村担当者会議を活用し、周知を図った。 【再掲】	○国の「女性相談支援員 相談・支援指針」と「市町村向け新潟県女性相談・支援マニュアル」を活用し、市町村の相談業務を支援します。 【再掲】	女性相談支援センター
(3) 施設・シェルターにおける円滑な保護に向けた支援	① 相談から一時保護までの支援 ア 一時保護所において、被害者の安心・安全の確保に努めます。 イ 相談従事者への不当な危害を防ぐため、安全対策に努めます。 ウ 市町村においても、相談時に被害者及び相談従事者の安全が確保されるよう働きかけます。 エ 被害者の状況に応じ、心理的支援や、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。		31	○被害者の状況に応じて、被害者の安心・安全に配慮した、きめ細やかな支援を行った。 ○女性相談支援センターにおいて、24時間体制(休日含む)で、緊急相談や一時保護への対応を行うことで、DV被害者の安心・安全の確保、相談従事者の安全対策を図る	○被害者の状況に応じて、被害者の安心・安全に配慮した、きめ細やかな支援を行った。 ○女性相談支援センターにおいて、24時間体制(休日含む)で、緊急相談や一時保護への対応を行うことで、DV被害者の安心・安全の確保、相談従事者の安全対策を図る	○被害者の状況に合わせてきめ細やかな支援に努めます。 ○性別を問わず相談しやすい体制を整えます。 ○相談従事者が安全確保に努めます。	女性相談支援センター
	② 市町村との連携が必要な相談者に対する支援 ア 市町村と連携を図り、円滑な支援を行います。 イ 高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合は、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行い、関係機関と連携して支援を行います。		31	○市町村への助言を行い、女性相談だけでなく、関係部署と連携し支援を行った。 ○避難を要する被害者については、適切かつ早急に避難措置を執る必要があるため、市町村等の関係機関と連携・協同し、スムーズに保護措置講じた。	○市町村への助言を行い、女性相談だけでなく、関係部署と連携し支援を行った。 ○避難を要する被害者については、適切かつ早急に避難措置を執る必要があるため、市町村等の関係機関と連携・協同し、スムーズに保護措置講じた。	○相談者の意思に沿った支援が行えるよう、市町村や関係機関との連携に努めます。	女性相談支援センター や関係機関との連携に努めます。
	③ 個別の事情に配慮した一時保護委託先の確保の検討 ア 相談者の安全確保と利便性を図り、相談者の様々な状況に応じて一時保護が行えるよう、民間団体と連携・協働しながら多様な一時保護委託先の確保に努めます。 イ 夜間休日における緊急保護等を含む一時保護に円滑に対応できるよう、関係機関相互の連携を密に行います。		31	○被害者のニーズに応じた対応ができるよう、適切な委託先の確保とともに、委託施設との連携の強化に努めた。 (一時保護委託先:4施設→5施設)	○被害者のニーズに応じた対応ができるよう、適切な委託先の確保とともに、委託施設との連携の強化に努めた。	○相談者のニーズに応じて適切に一時保護ができるよう、民間団体とも連携しながら、一時保護委託先の確保に努める。	こども家庭課
(4) 一時保護施設退後の自立支援・アフターケアの充実に向けた支援	① 被害者等の心身の健康回復(同伴児・者を含めた心身のケア) ア 被害者は、加害者からの追跡や今後の生活に不安を感じています。また、DVIによる心理的な被害に加え、一時保護など環境の変化や置かれた状況を理解するまでに時間を要するほか、DVの環境下で育った子どもへの深刻な影響を及ぼすことなどが懸念されます。被害者等にこころのケアが必要なことから、女性相談支援センターの心理判定員等によるカウンセリングを実施します。同伴児童については、DVIの目撃は心理的虐待に当たると踏まえ、必要に応じて県内各児童相談所や市町村児童福祉主管課の連携を図り適切に対応します。 イ PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者には、必要に応じて精神保健福祉センターや保健所等と連携し、適切な医療機関やカウンセリング機関等への受診等を勧めます		32	○精神保健福祉センターや保健所において、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者やその支援者等から相談があれば、必要な助言や、適切な医療機関・カウンセリング機関等への受診等を勧めめる等の対応を行った。	○精神保健福祉センターや保健所において、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者やその支援者等から相談があれば、必要な助言や、適切な医療機関・カウンセリング機関等への受診等を勧めめる等の対応を行っている。	○引き続き、適切な相談対応を行っていく。	障害福祉課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
		<p>ウ 抱えている問題の背景や要因に応じ、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を関係機関や民間団体と連携して支援します。</p>		<p>○避難を要する被害者については、適切かつ早急に避難措置を執る必要があるため、市町村等の関係機関と連携・協同し、スムーズに保護措置講じた。</p>	<p>○避難を要する被害者については、適切かつ早急に避難措置を執る必要があるため、市町村等の関係機関と連携・協同し、スムーズに保護措置講じた。</p>	<p>○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、被害者それぞれに配慮したきめ細やかな支援を心がけます。 ○生活再建に必要な支援は、市町村や関係機関と連携し、被害者の意思を尊重しつつ、適切な支援ができるよう努めます。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
	<p>② 生活支援(詳細はp41参照)</p>	<p>ア 被害者の状況に応じ、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。 イ ひとり親家庭や生活困窮者等、支援を必要とする方に対して、各種福祉制度の周知やその手続きに関する助言を行い、生活の安定と自立を促進します。 ウ 経済的基盤の弱い生活困窮家庭やひとり親家庭等に対して、フードバンク等と連携した食材支援に取り組みます。 エ 養育費の取り決めや確保の促進に向けた取組を行います。 オ 生活困窮家庭やひとり親家庭等のこどもの学習支援やこども食堂等の居場所の提供を行います。 カ 国、民間団体等による給付型奨学金や、貸与型奨学金が返還困難となった場合に適用できる各種制度について情報提供を行います。</p>	<p>32</p>	<p>○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。</p>	<p>○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。</p>	<p>○引き続き必要な情報等の提供に努める。</p>	<p>大学・私学振興課</p>
				<p>○自立相談支援機関において、包括的かつ伴走型の支援を実施した。</p>	<p>○自立相談支援機関において、包括的な伴走型支援を継続する。</p>	<p>○引き続き、自立相談支援機関において、多様なニーズにあわせて制度横断、継続的に各種支援のコーディネートや就労支援、家計相談支援を行う。</p>	<p>福祉保健総務課</p>
				<p>○国民健康保険の保険者の初任者を対象とした研修会において、DV被害者保護のための医療保険の取扱いを周知した。</p>	<p>○国民健康保険の保険者の初任者を対象とした研修会において、DV被害者保護のための医療保険の取扱いを周知した。</p>	<p>○国民健康保険の保険者において担当者の異動等があった場合でも適切に対応できるよう、引き続き研修等を通じて周知の取組を行っていく。</p>	<p>国保・福祉指導課</p>
				<p>○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、女性相談支援員等による面接を行い、気持ちの安定を図った。 ○市町村や配偶者暴力相談支援センター等と連携して、医療受診や生活に必要な手続きの支援を行った。 【再掲】</p>	<p>○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、女性相談支援員等による面接を行い、気持ちの安定を図った。 ○市町村や配偶者暴力相談支援センター等と連携して、医療受診や生活に必要な手続きの支援を行った。 【再掲】</p>	<p>○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、被害者それぞれに配慮したきめ細やかな支援を心がけます。 ○生活再建に必要な支援は、市町村や関係機関と連携し、被害者の意思を尊重しつつ、適切な支援ができるよう努めます。 【再掲】</p>	<p>女性相談支援センター</p>
				<p>○フードバンク団体等に対する設備整備補助 ・6団体に対し、計1,889千円を補助 ○自己資金調達支援 ・クラウドファンディングのセミナーを実施。 ○県庁舎でのフードドライブを実施(毎月1回) ○企業との連携 ・第四北越銀行からフードバンク団体へ約102万円分の群馬県産米を寄付。 ・(株)セブーン・イレブン・ジャパン、アルビレックス新潟とともに「あしながサンタXmasプロジェクト」への協力。(広報等)</p>	<p>○フードバンク団体等に対する設備整備補助 ・7団体に対し、計1,934千円を補助(R7.12時点) ○自己資金調達支援 ・ホームページ作成のセミナーを実施。 ○県庁舎でのフードドライブを実施(毎月1回) ○企業との連携 ・第四北越銀行からフードバンク団体へ約57万円分の牛肉を寄付。 ・(株)セブーン・イレブン・ジャパン、アルビレックス新潟とともに「あしながサンタXmasプロジェクト」への協力。(広報等)</p>	<p>○物価高騰等の影響により食料支援の需要は増加傾向。 ○寄付、助成金、補助金等を確保することが難しく、運営のための財政状況が不安定。 ○フードバンク団体が有するボランティア活動としての自主性を尊重しつつ、これまでの取組は継続して行い、企業とフードバンク団体がつながる機会を設けるなど、食料寄付や運営費寄付を促す取組を実施する予定。</p>	<p>福祉保健総務課</p>
				<p>○「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等に配付及びホームページに掲載した。</p>	<p>○「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等に配付及びホームページに掲載した。</p>	<p>○引き続き「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等への配付及びホームページに掲載するなど、制度の周知に努める。</p>	<p>高等学校教育課</p>
				<p>○すべてのこどもが放課後や土曜日の学習支援活動が受けられるように、市町村の取組を支援したことに加え、「家庭教育研修会」で、より多くの人々に家庭教育の重要性を周知し、家庭教育支援者の資質向上を図るため、オンラインを利用して参加者の増加を図った。</p>	<p>○すべてのこどもが放課後や土曜日の学習支援活動が受けられるように、市町村の取組を支援したことに加え、子育てに悩みや不安を抱えている人の相談に対応する家庭教育支援者の資質向上を図るため、「家庭教育研修会」を実施した。</p>	<p>○すべてのこどもが放課後や土曜日の学習支援活動が受けられるように、市町村の取組を支援することに加え、「家庭教育研修会」は、引き続きこども家庭課と連携し、ひとり親家庭や生活困窮者等、支援を必要とする状況を把握する内容をはじめ、受講者が子育てに悩みや不安を抱える家庭に対応する資質向上を図る研修となるよう、テーマや構成を検討する。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
				<p>○町村部において、養育費の取決めに伴う公正証書作成等に係る補助を実施。 ○県と事業を実施している市の取組をまとめた取組例集を作成しHPで公開しているほか、市町村の担当者を対象に養育費に関する情報交換会を実施した。 ○地域において、こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに取り組む団体に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の補助や、相談窓口の設置などに取り組んだ。</p>	<p>○町村部において、養育費の取決めに伴う公正証書作成等に係る補助を実施。 ○県と事業を実施している市の取組をまとめた取組例集を作成しHPで公開しているほか、市町村の担当者を対象に養育費に関する情報交換会を実施した。 ○地域において、こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに取り組む団体に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の補助や、相談窓口の設置、クラウドファンディングを活用した自己資金調達の支援などに取り組んだ。</p>	<p>○引き続き養育費の取組に関する必要な情報等の提供に努めるとともに、こどもの居場所づくりに取り組む団体への支援及び運営団体の継続性を高めるため自己資金調達の支援や、地域でのネットワーク構築などに取り組む。</p>	<p>こども家庭課</p>
				<p>○ひとり親家庭就業・自立支援センターを設置し、就業や自立に向けた相談対応、養育費の確保に向けた支援を行っているほか、フードバンクと連携した食糧支援を行った。</p>	<p>○ひとり親家庭就業・自立支援センターを設置し、就業や自立に向けた相談対応、養育費の確保に向けた支援を行っているほか、フードバンクと連携した食糧支援を行った。</p>	<p>○引き続き、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援の充実・強化に努め、ひとり親の生活支援に取り組む。</p>	<p>こども家庭課</p>

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
				○児童扶養手当の現況確認時に合わせ、市町村へフードバンクのチラシやひとり親家庭への支援メニューに関する情報を受給者ごとに提供し、支援機関に繋がるよう情報提供を行った。	○児童扶養手当の現況確認時に合わせ、市町村へフードバンクのチラシやひとり親家庭への支援メニューに関する情報を受給者ごとに提供し、支援機関に繋がるよう情報提供を行った。	○引き続き、市町村、関係機関、民間団体と連携し、福祉制度の周知に取り組む。	こども家庭課
	③ 住宅支援(詳細はp44参照)	ア 公営住宅の優先入居等の制度の活用や関係機関との緊密な連携により、住まいに困窮している方に対して、公営住宅の効果的な供給を図ります。 イ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促すとともに、住まいの確保に向けた住宅支援の活動を促進するため、新潟県居住支援協議会を通じて、居住支援を担う居住支援法人や市町村との連携を強化します。	32	○県内の居住支援の活動を促進するため、民間事業者も対象とした居住支援に係る勉強会を開催した。 ○市町村での居住支援の活動を促進するため、市町村との意見交換を実施した。(9市実施) ○居住支援法人との連携を図るため、研修会を開催した。	○県内の居住支援の活動を促進するため、民間事業者も対象とした居住支援に係る勉強会を開催した。 ○市町村での居住支援の活動を促進するため、市町村との意見交換を実施した。(11市実施) ○居住支援法人との連携を図るため、意見交換会を開催した。	○住民に身近な自治体である市町村で居住支援協議会を設立できるよう支援していく。	都市政策課
				ア 公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いを実施している。 イ セーフティネット住宅の登録について、県のホームページを通じた情報の周知を行うとともに、新潟県居住支援協議会が発行する居住支援通信に記事を掲載し、県民への周知を行った。	ア 昨年度と同様、公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いを実施している。 イ 昨年度と同様、セーフティネット住宅の登録について、県のホームページを通じた情報の周知を行うとともに、新潟県居住支援協議会が発行する居住支援通信に記事を掲載し、県民への周知を行った。	ア 今後も関係機関と連携して公営住宅の優先入居及び目的外使用による入居を実施し、DV被害者等の住宅確保への配慮を継続していく。 イ 住宅セーフティネットの構築のため、セーフティネット住宅の登録促進が必要である。引き続き制度の周知を行っていく。	建築住宅課
	④ 就労支援(詳細はp45参照)	ア 安定した就労を確保するため、相談窓口や、紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めます。 イ 労働相談対応、労働に関する教材の作成・配付や出前授業の実施、キャンペーンの実施などにより労使ともに周知啓発し、労働トラブルの未然防止に努めます。 ウ 市町村や、ハローワーク(マザーズハローワーク等を含む)、地域若者サポートステーション等の就職支援機関と連携して事業周知等を行います。 エ 就業相談や、ひとり親と登録企業のマッチングを行うなど、きめ細やかな就業支援を実施していきます。 オ 地域振興局健康福祉環境部地域福祉課(県内5か所)に母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、支援します。 カ 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業を実施していきます。 キ ひとり親家庭等で自立促進に必要な事由や社会的事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、ファミリー・サポート・センターの活用を進めていきます。 ク 県が実施する公共職業訓練コース(コースによって託児施設の利用も可)に「ひとり親優先枠」を設定して訓練の受講機会を提供していきます。	32	労働相談所において、相談窓口や紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めている。 また労働相談対応や出前授業の実施等により、労働トラブルの未然防止に努めている。 経営者層に対する働きかけを通じて多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に取り組むとともに、政労使一体となったキャンペーン等による情報発信を行い、県内企業の人材確保及び働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めている。	労働相談所において、相談窓口や紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めている。 また労働相談対応や出前授業の実施等により、労働トラブルの未然防止に努めている。 ○多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に向け、テーマ別セミナー及び個別伴走支援を行うとともに、就活生・求職者・県内企業向けに各種企業認定制度の活用促進キャンペーンを実施し、働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めている。	引き続き、労働相談所における相談窓口等の周知や相談対応等により、労働トラブルの解決や未然防止等に努めている。	しごと定住促進課
				○若者のための労働ハンドブック(電子版)を作成し、高校生などに周知を行った。	○若者のための労働ハンドブック(電子版)を作成し、高校生などに周知を行った。	○ハンドブックの形式を変更し、より活用してもらえるようHPにリンク集を作成予定。	雇用能力開発課
				○臨床心理士による心理カウンセリングや支援機関との連絡調整会議、研修会の開催などにより、支援ネットワークの形成を図った。	○対象者を地域若者サポートステーションの登録年齢である15歳～49歳までとし、臨床心理士による心理カウンセリングや支援機関との連絡調整会議、研修会の開催などにより、支援ネットワークの形成を図った。(名称変更:若年者等自立支援ネットワーク化推進事業)	○ニーズの高まる臨床心理士による心理カウンセリング業務をサポステに委託し、若年無業者の職業的自立を図る。(名称変更:若年者等無業者就労準備支援事業)	雇用能力開発課
				○受講者の幅広いニーズに応えるため、一般向け委託訓練コースの中に「ひとり親優先枠」を設定して実施する。	○受講者の幅広いニーズに応えるため、一般向け委託訓練コースの中に「ひとり親優先枠」を設定して実施する。	○ひとり親家庭の親が、就職に求められる能力を身につけるための職業訓練を受講できるよう引き続き優先枠を設定する。 ○コースによっては託児施設が利用できるため、関係機関と連携して広報を強化していく。	雇用能力開発課
				○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。	○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。	○引き続き、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援の充実・強化に努めるとともに、事業主に対する周知啓発などにより、ひとり親の雇用機会の拡大を図る。	こども家庭課
				○ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、状況やニーズにあった自立支援プログラムを策定するため、プログラム策定員を各地域に配置し、相談を受け付けた。	○ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、状況やニーズにあった自立支援プログラムを策定するため、プログラム策定員を各地域に配置し、相談を受け付けた。	○引き続き、ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、プログラム策定及びプログラムに基づく支援を行う。	こども家庭課
				○ひとり親家庭の親が、就業に必要な資格や技能を取得する際の受講料や、就学期間中の生活費等に対して給付金を支給した。	○ひとり親家庭の親が、就業に必要な資格や技能を取得する際の受講料や、就学期間中の生活費等に対して給付金を支給した。	○引き続き、ひとり親家庭の親の自立を支援するため、資格取得のための費用等の助成を行う。	こども家庭課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度取組	R7年度取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課	
				○ファミリー・サポート・センターを運営する市町村に対して補助を実施した。	○ファミリー・サポート・センターを運営する市町村に対して補助を実施した。	○引き続き、ファミリー・サポート・センターを運営する市町村に対して補助を実施する。	こども家庭課	
		⑤ 同伴児童への支援		ア 被害者は、加害者からの追跡を逃れるため、児童を伴い居住地等を変更することがあるため、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と連携を図り、同伴児童が不利益を被ることがないよう転出及び受け入れ等同伴児童の就学・保育等について配慮します。 イ DVは、その環境下で育った子どもにも深刻な影響を及ぼしますが、一時保護後も環境の変化や置かれた状況を理解するまでに時間を要し、様々な問題を呈することがあるため、同伴児童について、必要に応じて県内各児童相談所や市町村児童福祉主管課との連携を図り、適切に対応します。 ウ 加害者が、同伴児童の通う学校等に現れて所在を聞き出したり連れ去ったりすることがあるため、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と連携を図り、被害者や同伴児童の居所に関する情報の保護に努めます。	33 ○同伴児童に関しては、児童相談所と連携しながら対応した。 ○被害者の求めに応じて、相談員等が子どもへの対応や子育ての助言を行った。 ○各種研修会において、守秘義務の徹底について確認するとともに、児童虐待の通告時における配慮事項について周知を図った。 ○各種研修会において、今後も守秘義務の徹底について確認する。	○同伴児童に関しては、児童相談所と連携しながら対応した。 ○被害者の求めに応じて、相談員等が子どもへの対応や子育ての助言を行った。 ○各種研修会において、守秘義務の徹底について確認するとともに、児童虐待の通告時における配慮事項について周知を図った。 ○各種研修会において、今後も守秘義務の徹底について確認する。	○児童相談所、市町村と連携しながら同伴児童が安心して過ごせるような支援を行います。 ○各種研修会において、今後も守秘義務の徹底について確認する。	女性相談支援センター 義務教育課
		⑥ 外国人・高齢者・障害者等への配慮		ア 外国人被害者は、言葉や文化の違いが障害となり、相談内容が伝わりにくい状況があるため、通訳の確保を行い、適切な相談支援が行えるように努めます。 イ 高齢者や障害者は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、DV被害だけでなく、身体面、精神面の状況に応じて関係機関と連携し対応に努めます。 ウ 高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合は、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行い、市町村等関係機関と連携して被害者の支援を行います。 エ 障害者からの被害申告や相談に對し的確に意思を把握するため、手話通訳等の確保に努めます。	33 ○公務上必要な英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語に関する通訳・翻訳に対応した。【再掲】 ○公務上必要な中国語に関する通訳・翻訳に対応した。【再掲】 ○外国人相談センター(外国人向け相談窓口)を運営した。【再掲】 ○県内4地域振興局で高齢者虐待の対応状況や現状に基づく虐待防止等に関する研修の実施や、関係機関による体制整備や情報共有、課題把握のため会議を行った。また、市町村や地域包括支援センターにおける処遇困難事例に対する専門窓口を設け、相談に関する支援を行っている。【再掲】 ○聴覚障害者の相談に対応するために、手話通訳者や要約筆記者の養成を行う等、障害者の特性に応じた対応が図られるよう配慮した。 ○障害者虐待の防止にむけて、障害者福祉施設等への研修の実施、早期発見・早期対応のための市町村への支援を行った。【再掲】 ○外国人・高齢者・障害者が当事者となるDV、虐待事例については、それぞれの特性に配慮し、DV対応、各種虐待対応を適切に実施するとともに、虐待通報を適切に行うことで市町村等関係機関との確実な情報共有を行った。	○公務上必要な英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語に関する通訳・翻訳に対応する。【再掲】 ○公務上必要な中国語に関する通訳・翻訳に対応する。【再掲】 ○外国人相談センター(外国人向け相談窓口)を運営する。【再掲】 ○県内3地域振興局で、虐待の早期発見と適切な対応のための防止研修の実施や関係機関との体制を整備する。 ○市町村・地域包括支援センターにおける処遇困難事例に対する専門窓口を設置する。 ○養介護施設従事者等による虐待防止を図るための認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)研修を実施する。【再掲】 ○聴覚障害者の相談に対応するために、手話通訳者や要約筆記者の養成講座等を行う予定である。 ○障害者虐待の防止にむけて、障害者福祉施設等への研修の実施、早期発見・早期対応のための市町村への支援を行う。【再掲】 ○外国人・高齢者・障害者が当事者となるDV、虐待事例については、それぞれの特性に配慮し、DV対応、各種虐待対応を適切に実施するとともに、虐待通報を適切に行うことで市町村等関係機関との確実な情報共有を行った。	○公務上必要な英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語に関する通訳・翻訳に対応する。【再掲】 ○公務上必要な中国語に関する通訳・翻訳に対応する。【再掲】 ○引き続き、外国人相談センター(外国人向け相談窓口)の運営をする【再掲】 ○虐待の早期発見・早期対応のための取組や市町村への虐待対応支援を引き続き行う。 ○養介護施設従事者等による虐待防止を図るため、引き続き認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への適切な対応等の習得機会を設け、施設等における体制整備や再発防止に向けて支援を行う。【再掲】 ○聴覚障害者の相談に対応するために、継続的に手話通訳者や要約筆記者の養成を行う等、障害者の特性に応じた対応が一層図られるように努める。 ○障害者虐待の防止にむけて、障害者福祉施設等への研修の実施、早期発見・早期対応のための市町村への支援を強化していく必要がある。【再掲】	国際課 国際課 国際課 高齢福祉保健課 障害福祉課 障害福祉課
		⑦ 被害者の立場に立った被害防止活動		ア 被害者の安全確保 (ア) 警察では、被害者が置かれている立場を十分配慮した上で、一時保護や保護命令制度の説明を含め、避難や相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡など、事例に応じた対応策を助言し、必要に応じてパトロールを強化します。 (イ) 被害者の安全確保を最優先し、被害者の意思を尊重しつつ、指導・警告・検挙を行います。 (ウ) 保護命令が発せられた場合は、警察や避難先の地方公共団体等と緊密に連携し、被害者の安全確保に努めます。 イ 加害者への対応 (ア) 警察では、犯罪行為に対しては、厳格な対処を基本としつつ、被害者の意向を尊重し指導・警告を行います。 (イ) 保護命令の概要説明と法遵守の指導を行い、違反が予測できる場合は警戒を実施し、被害者に対しては、加害者の接近や有事の際の防犯指導を行います。 (ウ) 国等が実施する加害者更生等に係る調査研究の状況について情報収集を行うとともに、対応策について検討します。 (エ) 関係機関と連携を図りながら、加害予防に向けた講演会等の実施やリーフレットの配布等により意識啓発に努めます。	33 ○被害者の意向に沿った対応を心掛けるとともに、適切な援助、防犯指導、加害者の検挙措置等を講じ、被害者の安全確保に努めた。また、保護命令が発せられた場合には、被害者に対しこまめな経過連絡を実施し、加害者に対しては命令を遵守するよう指導を実施した。また、関係機関とも綿密に連携し、適切な被害者保護対策を推進した。 ○被害者の意向に沿った対応を心掛けるとともに、適切な援助、防犯指導、加害者の検挙措置等を講じ、被害者の安全確保に努めた。また、保護命令が発せられた場合には、被害者に対しこまめな経過連絡を実施し、加害者に対しては命令を遵守するよう指導を実施した。また、関係機関とも綿密に連携し、適切な被害者保護対策を推進した。	○引き続き被害者の安全確保を第一とした適切な保護対策及び加害者への指導・検挙等の措置を講じるとともに、関係各機関との連携を密にして被害者の安全確保に努める。	県警人身安全対策課	

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
		<p>⑥ 司法手続き等に関する支援</p> <p>ア 被害者の安全確保のためには、一時保護と並び保護命令制度も有効な手段であることから、制度の利用について情報提供を行うとともに、申し立てを希望する場合は被害者が円滑に手続きできるよう、かつ、早期に安心、安全が得られるよう適切な支援を行います。</p> <p>イ 被害者が、離婚や子どもの親権、保護命令の手続き等、法的な問題を解決するために弁護士による法律相談や各種相談窓口の紹介等を行います。</p> <p>ウ 被害者が司法手続きを進める上で活用できる、法律扶助制度等の紹介を行います。</p>	34	<p>○保護命令制度の利用やその申し立て手続きが円滑に行われるように、被害者への助言等を行い、他の配偶者暴力相談支援センター等と連携して支援を行った。</p> <p>○被害者に対して、法律相談や各種窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>○保護命令制度の利用やその申し立て手続きが円滑に行われるように、被害者への助言等を行い、他の配偶者暴力相談支援センター等と連携して支援を行った。</p> <p>○被害者に対して、法律相談や各種窓口等の情報提供を行った。</p>	<p>○被害者に対して利用可能な制度等について情報提供に努めます。</p> <p>○保護命令等の手続きが複雑な制度については、丁寧な説明及び支援を行い、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	女性相談支援センター
		<p>⑨ 被害者に関する個人情報の保護</p> <p>ア 「住民基本台帳事務処理要領」に基づき、被害者が支援措置の実施を市町村に求めると、市町村長は措置の必要性について警察や女性相談支援センター等に確認した上で、加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度、住民票や戸籍の附票の写し等の交付制度を不当に利用して、被害者の住所を突き止めることを防止することとされています。</p> <p>住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の制限措置について、適切な取扱いがなされるように、市町村に対して制度の周知と助言を行います。</p> <p>イ 加害者が第三者になりすまして閲覧したり、第三者に依頼して住民票の写しを取得したりすることがないように、本人確認や請求目的の審査を厳格に行うことが必要です。</p> <p>加害者に被害者の避難場所や移住先の情報が渡ることはないよう、関係機関が細心の注意を払って個人情報の保護に努めます。</p>	34	<p>○住民基本台帳による閲覧制度の制限措置等について、適切な取扱いがなされるよう、適宜、市町村に対して制度の周知と助言を行う。</p>	<p>○住民基本台帳による閲覧制度の制限措置等について、適切な取扱いがなされるよう、適宜、市町村に対して制度の周知と助言を行う。</p>	<p>○事務処理要領等に基づき、市町村において適切な取扱いがなされるよう、引き続き、助言を行っていく。</p>	市町村課
2 若年女性への支援	(1) アウトリーチ等による早期の把握	<p>① 市町村、関係機関や民間団体と連携・協働した実態把握</p> <p>市町村、関係機関や民間団体と連携・協働し、実態把握に努めます。</p>	38	<p>○民間の支援機関の相談者に困りごとや相談先についてのアンケートを実施した。また、民間支援団体の相談員、県市の女性相談支援員を対象に相談支援の現状や課題についてヒアリング調査を実施した。 【再掲】</p>	<p>○今年度新規に配置した女性相談支援員を対象に相談支援の現状や課題についてヒアリング調査を実施した。 【再掲】</p>	<p>○調査結果を踏まえ、市町村や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。 【再掲】</p>	こども家庭課
		<p>② 支援調整会議を活用しながら、具体的な相談・支援事例を積み上げ、会議構成員で情報共有</p> <p>関係機関、民間団体等で構成される支援調整会議を活用しながら、具体的な相談、支援事例を積み上げ、会議構成員で情報共有を行います。</p>	39	<p>○支援調整会議(代表者会議)を2回実施し、課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和6年7月18日、令和7年1月30日</p> <p>○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日</p> <p>○個別ケース会議を37回実施し、支援対象者の支援方針の検討を行った。 ・参加者～支援対象者、女性相談支援員、弁護士、県女性相談支援センター 【再掲】</p>	<p>○支援調整会議(代表者会議)を実施し、地域の課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和8年1月22日</p> <p>○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日</p> <p>○個別ケース会議 ・他機関主催のケース会議に1回参加 ・関係機関とのケース協議を随時実施。参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター(ケースにより弁護士、支援対象者も参加)。 【再掲】</p>	<p>○支援調整会議を活用して、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整えます。 ・支援調整会議(代表者会議) ・支援調整会議(実務者会議) ・個別ケース会議～随時 ○実務者会議は、地域の課題が抽出できるような研修テーマの設定と連携が深まるグループワークを設定します。 ○関係機関だけでなく、本人の意思を尊重するためにも本人を交えた個別ケース会議を増やしていきます。 【再掲】</p>	こども家庭課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
		③ 教育委員会・学校、関係機関・民間団体と連携し早期に相談につながるよう支援 教育委員会・学校や関係機関・民間団体と連携し、困難な問題を抱える若年女性が相談しやすい環境を作り、早期に相談につながるよう支援します。	39	○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。 ○支援調整会議(代表者会議)を2回実施し、課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和6年7月18日、令和7年1月30日 ○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 ○個別ケース会議を37回実施し、支援対象者の支援方策の検討を行った。 ・参加者～支援対象者、女性相談支援員、弁護士、県女性相談支援センター 【再掲】	○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。 ○支援調整会議(代表者会議)を実施し、地域の課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和8年1月22日 ○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参加者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○個別ケース会議 ・他機関主催のケース会議に1回参加 ・関係機関とのケース協議を随時実施。参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター(ケースにより弁護士、支援対象者も参加)。 【再掲】	○引き続き必要な情報等の提供に努める。 ○支援調整会議を活用して、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整えます。 ・支援調整会議(代表者会議) ・支援調整会議(実務者会議) ・個別ケース会議～随時 ○実務者会議は、地域の課題が抽出できるような研修テーマの設定と連携が深まるグループワークを設定します。 ○関係機関だけでなく、本人の意思を尊重するためにも本人を交えた個別ケース会議を増やしていきます。 【再掲】	大学・私学振興課 こども家庭課
				○若年層向けデートDVセミナーを教育機関及び民間団体と連携して実施するなど被害者の早期の把握に努めた。	○若年層向けデートDVセミナーを教育機関及び民間団体と連携して実施するなど被害者の早期の把握に努めた。	○民間団体や関係機関への周知、連携に努める。	こども家庭課 義務教育課 高等学校教育課
				○児童生徒及び保護者等を対象とした相談電話窓口を開設し、案内カードを年度始めに学校で配付し周知した。 ○新潟県いじめ対策ポータル等に相談窓口情報を掲載するとともに、相談窓口リーフレットを児童生徒へ配付し、周知を図った。	○児童生徒及び保護者等を対象とした相談電話窓口を開設し、案内カードを年度始めに学校で配付し周知した。 ○新潟県いじめ対策ポータル等に相談窓口情報を掲載するとともに、相談窓口リーフレットを児童生徒へ配付し、周知を図っている。	○児童生徒及び保護者等を対象とした相談電話窓口を引き続き開設し、案内カードを年度始めに学校で配付し周知する。 ○新潟県いじめ対策ポータル等に相談窓口情報を掲載するとともに、相談窓口リーフレットを児童生徒へ配付し、周知を図る。	生徒指導課
				○児童生徒及び保護者等を対象とした相談メール窓口を開設し、案内カードを年度始めに学校で配付し周知した。 ○新潟県いじめ対策ポータル等に相談窓口情報を掲載するとともに、相談窓口リーフレットを児童生徒へ配付し、周知を図った。	○児童生徒及び保護者等を対象とした相談メール窓口を開設し、案内カードを年度始めに学校で配付し周知した。 ○新潟県いじめ対策ポータル等に相談窓口情報を掲載するとともに、相談窓口リーフレットを児童生徒へ配付し、周知を図っている。	○児童生徒及び保護者等を対象とした相談メール窓口を引き続き開設し、案内カードを年度始めに学校で配付し周知する。 ○新潟県いじめ対策ポータル等に相談窓口情報を掲載するとともに、相談窓口リーフレットを児童生徒へ配付し、周知を図る。	生徒指導課
				○児童生徒を対象としたSNS相談窓口を開設し、年度始めや長期休業前等に、相談窓口リーフレットを配付し、周知を図った。 ○相談対象や相談時間を拡充した。	○児童生徒を対象としたSNS相談窓口を開設し、年度始めや長期休業前等に、相談窓口リーフレットを配付し、周知を図っている。	○児童生徒を対象としたSNS相談窓口を引き続き開設し、年度始めや長期休業前等に、相談窓口リーフレットを配付し、周知を図る。	生徒指導課
		④ 児童相談所や関係機関等との連携、要保護児童対策地域協議会の活用 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うため、児童相談所や関係機関等と連携し、要保護児童対策地域協議会も活用しながら支援します。	39	○同伴児童に関しては、児童相談所と連携しながら対応した。 ○被害者の求めに応じて、相談員等がこどもへの対応や子育ての助言を行った。	○同伴児童に関しては、児童相談所と連携しながら対応した。 ○被害者の求めに応じて、相談員等がこどもへの対応や子育ての助言を行った。	○児童相談所、市町村と連携しながら同伴児童が安心して過ごせるような支援を行います。	女性相談支援センター
		⑤ 県民に対するセミナー等の実施 県民に対し、正しい情報や知識を習得するためのセミナー等を実施します。	40	○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 ○テレビによる広報を実施した。 ・UX「ほっとホット新潟」令和6年11月18日 【再掲】	○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 【再掲】	○県民講座やリーフレットの配布等を通して、県民に届く広報に努める。 ○若年層にはSNSによる広報が効果的であるため、相談窓口や支援内容の周知にSNSの活用を検討する。 【再掲】	こども家庭課
(2) 相談体制及び関係機関等との連携の強化・充実	① 女性相談支援員の配置及び支援調整会議等の設置促進のための情報提供 すべての市町村に女性相談支援員の配置及び支援調整会議等の設置が進むよう、情報提供及び助言を積極的に行います。		39	○市町村担当者会議、支援調整会議(実務者会議)、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議)、関連領域の支援調整会議及びこども家庭課と未設置市町村への情報提供を行った。 【再掲】	○支援調整会議や生活困窮者の支援調整会議を活用するとともに、市町村の要請に応じ情報共有、情報提供を積極的に行います。 【再掲】	こども家庭課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課	
		② 支援調整会議等を活用した相談、支援方法等の検討		関係機関、民間団体等で構成される支援調整会議等を活用しながら、相談、支援方法等を検討します。	39 ○支援調整会議(代表者会議)を2回実施し、課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和6年7月18日、令和7年1月30日 ○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 ○個別ケース会議を37回実施し、支援対象者の支援方策の検討を行った。 ・参集者～支援対象者、女性相談支援員、弁護士、県女性相談支援センター 【再掲】	○支援調整会議(代表者会議)を実施し、地域の課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和8年1月22日 ○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○個別ケース会議 ・他機関主催のケース会議に1回参加 ・関係機関とのケース協議を随時実施。参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター(ケースにより弁護士、支援対象者も参加)。 【再掲】	○支援調整会議を活用して、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整えます。 ・支援調整会議(代表者会議) ・支援調整会議(実務者会議) ・個別ケース会議～随時 ○実務者会議は、地域の課題が抽出できるような研修テーマの設定と連携が深まるグループワークを設定します。 ○関係機関だけでなく、本人の意思を尊重するためにも本人を交えた個別ケース会議を増やしていきます。	女性相談支援センター
		③ 女性相談支援センターを中心に関係機関や民間団体と連携した市町村への支援		県の相談機関の中核である女性相談支援センターを中心に、対応の難しい事案、専門的・広域的な事案への対応等、関係機関や民間団体と連携し、市町村へ支援を行います。	39 ○市町村からの相談に応じて、対応について助言を行った。【再掲】	○市町村からの相談に応じて、対応について助言を行った。	○市町村、関係機関、民間団体への専門的な支援を行えるよう、職員の資質向上に努めます。	女性相談支援センター
		④ 相談従事者の更なる資質向上		研修会やセミナー等において、困難事例の対応に係る情報共有や事例検討を行い、相談従事者の更なる資質向上を図ります。	39 ○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○女性相談支援員等情報交換会を実施。連携強化と情報共有を行った。 ○困難事例、専門性の高い事例については市町村からの要請に応じ、連携し支援した。 【再掲】	○研修内容を相談支援担当者の資質向上につながるよう設定します。 ○R8年度研修等予定 ・新任女性相談支援員向けの研修(zoom) ・支援調整会議(実務者会議) ・上越地区、中越地区、下越地区 ・女性相談支援員等情報交換会 【再掲】	女性相談支援センター
		⑤ 「女性相談対応マニュアル」の見直しの検討		市町村における相談業務を支援するため、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性に対応するための「女性相談対応マニュアル」を適宜見直します。	39 ○国の「女性相談支援員 相談・支援指針」を参考に市町村に助言を行った。 ○国が「女性相談支援員 相談・支援指針」を策定したため、『市町村向け女性相談支援マニュアル』を廃止し、新たに一時保護に関する事務取扱要領を作成する。 【再掲】	○女性支援新法及び国の「女性相談支援員 相談・支援指針」に沿って、『市町村向け新潟県女性相談・支援マニュアル』を作成。市町村担当者会議を活用し、周知を図った。 【再掲】	○国の「女性相談支援員 相談・支援指針」と「市町村向け新潟県女性相談・支援マニュアル」を活用し、市町村の相談業務を支援します。 【再掲】	女性相談支援センター
		⑥ 市町村や民間団体と連携した居場所づくり支援		安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所は、社会とのつながりや支援の継続性を保つ上で重要な役割を担っているため、市町村や民間団体と連携して、居場所づくりを支援します。	39 ○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施した。	○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施した。	こども家庭課	
(3) 施設・シェルターにおける円滑な保護に向けた支援	① 相談から一時保護までの支援	ア 一時保護所において、被害者の安心・安全の確保に努めます。 イ 相談従事者への不当な危害を防ぐため、安全対策に努めます。 ウ 市町村においても、相談時に被害者及び相談従事者の安全が確保されるよう働きかけます。 エ 被害者の状況に応じ、心理的支援や、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。		39 ○国の「女性相談支援員 相談・支援指針」を参考に市町村に助言を行った。 ○国が「女性相談支援員 相談・支援指針」を策定したため、『市町村向け女性相談支援マニュアル』を廃止し、新たに一時保護に関する事務取扱要領を作成する。 【再掲】	○被害者の状況に応じて、被害者の安心・安全に配慮した、きめ細やかな支援を行った。 ○女性相談支援センターにおいて、24時間体制(休日含む)で、緊急相談や一時保護への対応を行うことで、DV被害者の安心・安全の確保、相談従事者の安全対策を図る。 【再掲】	○被害者の状況に合わせてきめ細やかな支援に努めます。 ○性別を問わず相談しやすい体制を整えます。 ○相談従事者が安全確保に努めます。 【再掲】	女性相談支援センター	
	② 市町村との連携が必要な相談者に対する支援	ア 市町村の相談体制等を踏まえ、連携を図り、円滑な支援を行います。 イ 障害者虐待にも該当する場合は、障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行い、関係機関と連携して支援を行います。		39 ○市町村への助言を行い、女性相談だけでなく、関係部署と連携し支援を行った。【再掲】	○市町村への助言を行い、女性相談だけでなく、関係部署と連携し支援を行った。	○相談者の意思に沿った支援が行えるよう、市町村や関係機関との連携に努めます。	女性相談支援センター	
				○被害者の安全確保のため、夜間休日等を含む緊急な一時保護が円滑に行えるよう関係機関と相互に連携し対応した。	○被害者の安全確保のため、夜間休日等を含む緊急な一時保護が円滑に行えるよう関係機関と相互に連携し対応した。	○引き続き円滑な被害者に対する一時保護が行えるよう、関係各機関と連携して対応していく。	県警人身安全対策課	

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
		③ 個別の事情に配慮した一時保護委託先の確保の検討 ア 相談者の安全確保と利便性を図り、相談者の様々な状況に応じて一時保護が行えるよう、民間団体と連携・協働しながら多様な一時保護委託先の確保に努めます。 イ 夜間休日における緊急保護等を含む一時保護に円滑に対応できるよう、関係機関相互の連携を密に行います。	39	○被害者のニーズに応じた対応ができるよう、適切な委託先の確保とともに、委託施設との連携の強化に努めた。(一時保護委託先:4施設→5施設)【再掲】	○被害者のニーズに応じた対応ができるよう、適切な委託先の確保とともに、委託施設との連携の強化に努めた。(一時保護委託先:5施設)【再掲】	○相談者のニーズに応じて適切に一時保護ができるよう、民間団体とも連携しながら、一時保護委託先の確保に努めます。【再掲】	女性相談支援センター
	(4) 一時保護施設退後の自立支援・アフターケアの充実に向けた支援	① 被害者等の心身の健康回復(同伴児・者を含めた心身のケア) ア 女性相談支援センターの心理判定員等によるカウンセリングを実施します。同伴児童については、DVの目撃は心理的虐待に当たることを踏まえ、必要に応じて県内各児童相談所との連携を図り適切に対応します。 イ PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者等には、必要に応じて精神保健福祉センターや保健所等と連携し、適切な医療機関やカウンセリング機関等への受診等を勧めます。 ウ 抱える問題の背景や要因に応じ、個々のケースに応じたきめ細やかで多様な支援を関係機関や民間団体と連携して行います。	39	○精神保健福祉センターや保健所において、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者やその支援者等から相談があれば、必要な助言や、適切な医療機関・カウンセリング機関等への受診等を勧めめる等の対応を行った。【再掲】 ○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、相談員等による面接を行い、気持ちの安定を図った。 ○市町村や配偶者暴力相談支援センター等と連携して、医療受診や生活に必要な手続きの支援を行った。【再掲】	○精神保健福祉センターや保健所において、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神保健的な問題を有する被害者やその支援者等から相談があれば、必要な助言や、適切な医療機関・カウンセリング機関等への受診等を勧めめる等の対応を行っている。【再掲】 ○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、相談員等による面接を行い、気持ちの安定を図った。 ○市町村や配偶者暴力相談支援センター等と連携して、医療受診や生活に必要な手続きの支援を行った。【再掲】	○引き続き、適切な相談対応を行っていく。【再掲】	障害福祉課
		② 生活支援(詳細はp41参照) ア 被害者の状況に応じ、被害者の安全確保と負担軽減のため同行支援を行います。 イ ひとり親家庭や生活困窮者等、支援を必要とする方に対して、各種福祉制度の周知やその手続きに関する助言を行い、生活の安定と自立を促進します。 ウ 経済的基盤の弱い生活困窮家庭やひとり親家庭等に対して、フードバンク等と連携した食材支援に取り組みます。 エ 養育費の取り決めや確保の促進に向けた取組を行います。 オ 生活困窮家庭やひとり親家庭等のこどもの学習支援やこども食堂等の居場所の提供を行います。 カ 国、民間団体等による給付型奨学金や、貸与型奨学金が返還困難となった場合に適用できる各種制度について情報提供を行います。	40	○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。 ○自立相談支援機関において、包括的かつ伴走型の支援を実施した。【再掲】 ○国民健康保険の保険者の初任者を対象とした研修会において、DV被害者保護のための医療保険の取扱いを周知した。【再掲】 ○町村部において、養育費の取決めに伴う公正証書作成等に係る補助を実施。 ○県と事業を実施している市の取組をまとめた取組例集を作成しHPで公開しているほか、市町村の担当者を対象に養育費に関する情報交換会を実施した。 ○地域において、こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに取り組む団体に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の補助や、相談窓口の設置などに取り組んだ。【再掲】 ○フードバンク団体等に対する設備整備補助・7団体に対し、計1,889千円を補助 ○自己資金調達支援 ○クラウドファンディングのセミナーを実施。 ○県庁舎でのフードドライブを実施(毎月1回) ○企業との連携 ・第四北越銀行からフードバンク団体へ約102万円分の群馬県産米を寄付。 ・(株)セブン-イレブン・ジャパン、アルビレックス新潟とともに「あしながサンタXmasプロジェクト」への協力。(広報等)【再掲】 ○「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等に配付及びホームページに掲載した。	○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。 ○自立相談支援機関において、包括的な伴走型支援を継続する。【再掲】 ○国民健康保険の保険者の初任者を対象とした研修会において、DV被害者保護のための医療保険の取扱いを周知した。【再掲】 ○町村部において、養育費の取決めに伴う公正証書作成等に係る補助を実施。 ○県と事業を実施している市の取組をまとめた取組例集を作成しHPで公開しているほか、市町村の担当者を対象に養育費に関する情報交換会を実施した。 ○地域において、こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに取り組む団体に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の補助や、相談窓口の設置、クラウドファンディングを活用した自己資金調達の支援などに取り組んだ。【再掲】 ○フードバンク団体等に対する設備整備補助・7団体に対し、計1,934千円を補助(R7.12時点) ○自己資金調達支援 ・ホームページ作成のセミナーを実施。 ○県庁舎でのフードドライブを実施(毎月1回) ○企業との連携 ・第四北越銀行からフードバンク団体へ約57万円分の牛肉を寄付。 ・(株)セブン-イレブン・ジャパン、アルビレックス新潟とともに「あしながサンタXmasプロジェクト」への協力。(広報等)【再掲】 ○「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等に配付及びホームページに掲載した。	○引き続き必要な情報等の提供に努める。 ○引き続き、自立相談支援機関において、多様なニーズにあわせて制度横断、継続的に各種支援のコーディネートや就労支援、家計相談支援等を行う。【再掲】 ○国民健康保険の保険者において担当者の異動等があった場合でも適切に対応できるよう、引き続き研修等を通じて周知の取組を行っていく。【再掲】	大学・私学振興課
							福祉保健総務課
							こども家庭課
							福祉保健総務課
							高等学校教育課
							生涯学習推進課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
				<p>○ひとり親家庭就業・自立支援センターを設置し、就業や自立に向けた相談対応、養育費の確保に向けた支援を行っているほか、フードバンクと連携した食糧支援を行った。【再掲】</p> <p>○児童扶養手当の現況確認時に合わせ、市町村へフードバンクのチラシやひとり親家庭への支援メニューに関する情報を受給者ごとに提供し、支援機関に繋がるよう情報提供を行った。【再掲】</p>	<p>○ひとり親家庭就業・自立支援センターを設置し、就業や自立に向けた相談対応、養育費の確保に向けた支援を行っているほか、フードバンクと連携した食糧支援を行った。【再掲】</p> <p>○児童扶養手当の現況確認時に合わせ、市町村へフードバンクのチラシやひとり親家庭への支援メニューに関する情報を受給者ごとに提供し、支援機関に繋がるよう情報提供を行った。【再掲】</p>	<p>○引き続き、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援の充実・強化に努め、ひとり親の生活支援に取り組む。【再掲】</p> <p>○引き続き、市町村、関係機関、民間団体と連携し、福祉制度の周知に取り組む。【再掲】</p>	<p>こども家庭課</p> <p>こども家庭課</p>
		<p>③ 住宅支援(詳細はp44参照)</p> <p>ア 公営住宅の優先入居等の制度の活用や関係機関との緊密な連携により、住まいに困窮している方に対して、公的賃貸住宅の効果的な供給を図ります。 イ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促すとともに、住まいの確保に向けた居住支援の活動を促進するため、新潟県居住支援協議会を通じて、居住支援を担う居住支援法人や市町村との連携を強化します。</p>	40	<p>○県内の居住支援の活動を促進するため、民間事業者も対象とした居住支援に係る勉強会を開催した。 ○市町村での居住支援の活動を促進するため、市町村との意見交換を実施した。(9市実施) ○居住支援法人との連携を図るため、研修会を開催した。【再掲】</p> <p>ア 公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いを実施している。 イ セーフティネット住宅の登録について、県のホームページを通じた情報の周知を行うとともに、新潟県居住支援協議会が発行する居住支援通信に記事を掲載し、県民への周知を行った。</p>	<p>○県内の居住支援の活動を促進するため、民間事業者も対象とした居住支援に係る勉強会を開催した。 ○市町村での居住支援の活動を促進するため、市町村との意見交換を実施した。(11市実施) ○居住支援法人との連携を図るため、意見交換会を開催した。【再掲】</p> <p>ア 昨年度と同様、公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いを実施している。 イ 昨年度と同様、セーフティネット住宅の登録について、県のホームページを通じた情報の周知を行うとともに、新潟県居住支援協議会が発行する居住支援通信に記事を掲載し、県民への周知を行った。</p>	<p>○住民に身近な自治体である市町村で居住支援協議会を設立できるよう支援していく。【再掲】</p> <p>ア 今後も関係機関と連携して公営住宅の優先入居及び目的外使用による入居を実施し、DV被害者等の住宅確保への配慮を継続していく。 イ 住宅セーフティネットの構築のため、セーフティネット住宅の登録促進が必要である。引き続き制度の周知を行っていく。</p>	<p>都市政策課</p> <p>建築住宅課</p>
		<p>④ 就労支援(詳細はp45参照)</p> <p>ア 安定した就労を確保するため、相談窓口や、紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めます。 イ 労働相談対応、労働に関する教材の作成・配付や出前授業の実施、キャンペーンの実施などにより労使ともに周知啓発し、労働トラブルの未然防止に努めます。 ウ 市町村や、ハローワーク(マザーズハローワーク等を含む)、地域若者サポートステーション等の就職支援機関と連携して事業周知等を行います。 エ 就業相談や、ひとり親と登録企業のマッチングを行うなど、きめ細やかな就業支援を実施していきます。 オ 地域振興局健康福祉環境部地域福祉課(県内5か所)に母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、支援します。 カ 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業を実施していきます。 キ ひとり親家庭等で自立促進に必要な事由や社会的事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、ファミリー・サポート・センターの活用を進めていきます。 ク 県が実施する公共職業訓練コース(コースによって託児施設の利用も可)に「ひとり親優先枠」を設定して訓練の受講機会を提供していきます。</p>	40	<p>労働相談所において、相談窓口や紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めている。 また労働相談対応や出前授業の実施等により、労働トラブルの未然防止に努めている。</p> <p>経営者層に対する働きかけを通じて多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に取り組むとともに、政労使一体となったキャンペーン等による情報発信を行い、県内企業の人材確保及び働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めている。</p> <p>○若者のための労働ハンドブック(電子版)を作成し、高校生などに周知を行った。</p> <p>○臨床心理士による心理カウンセリングや支援機関との連絡調整会議、研修会の開催などにより、支援ネットワークの形成を図った。【再掲】</p> <p>○受講者の幅広いニーズに応えるため、一般向け委託訓練コースの中に「ひとり親優先枠」を設定して実施する。【再掲】</p> <p>○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。【再掲】</p>	<p>労働相談所において、相談窓口や紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めている。 また労働相談対応や出前授業の実施等により、労働トラブルの未然防止に努めている。</p> <p>○多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に向け、テーマ別セミナー及び個別伴走支援を行うとともに、就活生・求職者・県内企業向けに各種企業認定制度の活用促進キャンペーンを実施し、働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めている。</p> <p>○若者のための労働ハンドブック(電子版)を作成し、高校生などに周知を行った。</p> <p>○対象者を地域若者サポートステーションの登録年齢である15歳～49歳までとし、臨床心理士による心理カウンセリングや支援機関との連絡調整会議、研修会の開催などにより、支援ネットワークの形成を図った。(名称変更:若年者等自立支援ネットワーク化推進事業)【再掲】</p> <p>○受講者の幅広いニーズに応えるため、一般向け委託訓練コースの中に「ひとり親優先枠」を設定して実施する。【再掲】</p> <p>○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。【再掲】</p>	<p>引き続き、労働相談所における相談窓口等の周知や相談対応等により、労働トラブルの解決や未然防止等に努めていく。</p> <p>引き続き、多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に取り組むとともに、政労使一体となったキャンペーン等による情報発信を行い、県内企業の人材確保及び働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めていく。</p> <p>○ハンドブックの形式を変更し、より活用してもらえようHPIにリンク集を作成予定。</p> <p>○ニーズの高まる臨床心理士による心理カウンセリング業務をサポステに委託し、若年無業者の職業的自立を図る。(名称変更:若年者等無業者就労準備支援事業)【再掲】</p> <p>○ひとり親家庭の親が、就職に求められる能力を身につけるための職業訓練を受講できるよう引き続き優先枠を設定する。 ○コースによっては託児施設が利用できるため、関係機関と連携して広報を強化していく。【再掲】</p>	<p>しごと定住促進課</p> <p>しごと定住促進課</p> <p>雇用能力開発課</p> <p>雇用能力開発課</p> <p>雇用能力開発課</p> <p>こども家庭課</p>

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
3 生活・住宅・就労等の支援	(1) 生活支援			○ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、状況やニーズにあった自立支援プログラムを策定するため、プログラム策定員を各地域に配置し、相談を受け付けた。【再掲】	○ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、状況やニーズにあった自立支援プログラムを策定するため、プログラム策定員を各地域に配置し、相談を受け付けた。【再掲】	○引き続き、ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、プログラム策定及びプログラムに基づく支援を行う。【再掲】	こども家庭課
				○ひとり親家庭の親が、就業に必要な資格や技能を取得する際の受講料や、就学期間中の生活費等に対して給付金を支給した。【再掲】	○ひとり親家庭の親が、就業に必要な資格や技能を取得する際の受講料や、就学期間中の生活費等に対して給付金を支給した。【再掲】	○引き続き、ひとり親家庭の親の自立を支援するため、資格取得のための費用等の助成を行う。【再掲】	こども家庭課
				○ファミリー・サポート・センターを運営する市町村に対して補助を実施した。	○ファミリー・サポート・センターを運営する市町村に対して補助を実施した。	○引き続き、ファミリー・サポート・センターを運営する市町村に対して補助を実施する。	こども家庭課
		① 女性の健康に関する環境づくり	生活支援において、まず、女性の心身の健康の悩みに対する支援が重要です。ライフステージ(小児期、思春期、成熟期、更年期、老年期)ごとの正しい知識の情報提供や、悩みを一人で抱え込まないよう、相談窓口を設置し適切に医療機関等につなげるなど、女性の健康に関する環境づくりを進めます。	42 ○高等学校等での思春期講演会や講話で、デートDVに関する啓発を行っている。	○高等学校等への思春期講演会などで、デートDVも含めた講話を行う	○DVやデートDVに関する啓発が図られるよう、学校などの関係機関と連携しながら講演会等を開催するなど、引き続き啓発を行う。	健康づくり支援課
		② ト라우マ等からの回復のための専門機関と連携した個々の状況に応じた支援	精神障害等の障害がある場合やトラウマ等からの回復には、長い時間が必要となることから、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携して、個々の状況に応じた支援を行っていきます。	42 ○支援機関や専門医療機関の連携促進を図るため、PTSDを含めた精神疾患ごとに対応可能な医療機関の一覧表を作成し、県HPに掲載した。	○支援機関や専門医療機関の連携促進を図るため、PTSDを含めた精神疾患ごとに対応可能な医療機関の一覧表を作成し、県HPに掲載している。	○引き続き、専門医療機関を周知し、連携の強化を図る。	障害福祉課
		③ DV被害者の関係機関での諸手続の際の同行支援	DV被害者については、安全確保を優先し、本人の意思を尊重しつつ負担軽減のため、民間団体と協働し、関係機関での諸手続や医療機関への受診の際に同行するなど、回復に向けた支援を行います。	42 ○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、相談員等による面接を行い、気持ちの安定を図った。 ○市町村や配偶者暴力相談支援センター等と連携して、医療受診や生活に必要な手続きの支援を行った。	○被害者が一時保護所で安心して過ごせるよう、相談員等による面接を行い、気持ちの安定を図った。 ○市町村や配偶者暴力相談支援センター等と連携して、医療受診や生活に必要な手続きの支援を行った。	○安全確保に留意しながら、本人の回復に向けた支援を丁寧に行うよう努めます。 ○引き続き、一時保護委託施設の入所者の支援を民間団体と連携して実施します。	女性相談支援センター
		④ 支援を必要とする方に対する各種福祉制度の周知	ひとり親家庭や生活困窮者等、支援を必要とする方に対して、生活保護や健康保険、各種貸付制度、児童扶養手当等、必要な各種福祉制度の情報が届くよう、市町村、関係機関、民間団体と連携して周知に努めます。	43 ○県HPに福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関の連絡先等の一覧を掲載したほか、ラジオなどで制度周知を行った。 ○国民健康保険の保険者の初任者を対象とした研修会において、DV被害者保護のための医療保険の取扱いを周知した。【再掲】 ○児童扶養手当の現況確認時に合わせ、市町村へフードバンクのチラシやひとり親家庭への支援メニューに関する情報を受給者ごとに提供し、支援機関に繋がるよう情報提供を行った。【再掲】	○県HPに福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関の連絡先等の一覧を掲載したほか、ラジオなどで制度周知を行う。 ○国民健康保険の保険者の初任者を対象とした研修会において、DV被害者保護のための医療保険の取扱いを周知した。【再掲】 ○児童扶養手当の現況確認時に合わせ、市町村へフードバンクのチラシやひとり親家庭への支援メニューに関する情報を受給者ごとに提供し、支援機関に繋がるよう情報提供を行った。【再掲】	○引き続き生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知を行う。	福祉保健総務課
		⑤ 生活の安定と困窮状態からの早期の自立に向けた支援	就労、心身、地域社会との関係性その他の事情により、生活に困窮する方に対して、県や市が自立相談支援窓口を設置し、就労支援、家計改善などの支援や、各種給付金や貸付の専門窓口へつなげるなど、相談者に寄り添いながら、継続して生活の安定と困窮状態からの早期の自立に向けた支援を行います。	43 ○自立相談支援機関において、包括的かつ伴走型の支援を実施した。【再掲】	○自立相談支援機関において、包括的な伴走型支援を継続する。【再掲】	○引き続き、自立相談支援機関において、多様なニーズにあわせて制度横断、継続的に各種支援のコーディネートや就労支援、家計相談支援等を行う。【再掲】	福祉保健総務課
				○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。	○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。	○引き続き、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援の充実・強化に努めるとともに、事業主に対する周知啓発などにより、ひとり親の雇用機会の拡大を図る。	こども家庭課
		⑥ 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対するフードバンク等と連携した食料支援	経済的基盤の弱い生活困窮家庭やひとり親家庭等に対して、フードバンク等と連携した食料支援に取り組みます。	43 ○自立相談支援機関において、包括的かつ伴走型の支援を実施した。【再掲】	○自立相談支援機関において、包括的な伴走型支援を継続する。【再掲】	○引き続き、自立相談支援機関において、多様なニーズにあわせて制度横断、継続的に各種支援のコーディネートや就労支援、家計相談支援等を行う。【再掲】	福祉保健総務課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
				<p>○フードバンク団体等に対する設備整備補助 ・6団体に対し、計1,889千円を補助 ○自己資金調達支援 ・クラウドファンディングのセミナーを実施。 ○県庁舎でのフードドライブを実施(毎月1回) ○企業との連携 ・第四北越銀行からフードバンク団体へ約102万円分の群馬県産米を寄付。 ・(株)セブン-イレブン・ジャパン、アルビレックス新潟とともに「あしながサンタXmasプロジェクト」への協力。(広報等) 【再掲】</p>	<p>○フードバンク団体等に対する設備整備補助 ・7団体に対し、計1,934千円を補助(R7.12時点) ○自己資金調達支援 ・ホームページ作成のセミナーを実施。 ○県庁舎でのフードドライブを実施(毎月1回) ○企業との連携 ・第四北越銀行からフードバンク団体へ約57万円分の牛肉を寄付。 ・(株)セブン-イレブン・ジャパン、アルビレックス新潟とともに「あしながサンタXmasプロジェクト」への協力。(広報等) 【再掲】</p>	<p>○物価高騰等の影響により食料支援の需要は増加傾向。 ○寄付、助成金、補助金等を確保することが難しく、運営のための財政状況が不安定。 ○フードバンク団体が有するボランティア活動としての自主性を尊重しつつ、これまでの取組は継続して行い、企業とフードバンク団体がつながる機会を設けるなど、食料寄付や運営費寄付を促す取組を実施する予定。 【再掲】</p>	福祉保健総務課
				<p>○地域において、子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の補助や、相談窓口の設置などに取り組んだ。 【再掲】</p>	<p>○地域において、子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の補助や、相談窓口の設置、クラウドファンディングを活用した自己資金調達の支援などに取り組んだ。 【再掲】</p>	<p>○引き続き養育費の取組に関する必要な情報等の提供に努めるとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体への支援及び運営団体の継続性を高めるため自己資金調達の支援や、地域でのネットワーク構築などに取り組む。 【再掲】</p>	こども家庭課
				<p>○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。【再掲】</p>	<p>○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。【再掲】</p>	<p>○引き続き、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援の充実・強化に努めるとともに、事業主に対する周知啓発などにより、ひとり親の雇用機会の拡大を図る。【再掲】</p>	こども家庭課
	⑦ 養育費の取り決めや確保の促進	専門の養育費相談員による養育費相談や、弁護士等への相談費用・公正証書等の作成支援の補助等により、養育費の取り決めや確保の促進に向けた取組を行います。	43	<p>○町村部において、養育費の取決めに伴う公正証書作成等に係る補助を実施。 ○県と事業を実施している市の取組をまとめた取組例集を作成しHPで公開しているほか、市町村の担当者を対象に養育費に関する情報交換会を実施した。【再掲】</p>	<p>○町村部において、養育費の取決めに伴う公正証書作成等に係る補助を実施。 ○県と事業を実施している市の取組をまとめた取組例集を作成しHPで公開しているほか、市町村の担当者を対象に養育費に関する情報交換会を実施した。【再掲】</p>	<p>○引き続き必要な情報等の提供に努める。【再掲】</p>	こども家庭課
	⑧ 経済的な事情から、学ぶ意欲のある生徒・学生が学びをあきらめることのないよう支援	経済的な事情から、学ぶ意欲のある生徒・学生が学びをあきらめることのないよう各種制度の活用に向け、広く支援が行き渡るよう取り組みます。	43	<p>○経済的理由により学費の支払が困難な方の負担を軽くするため、高等学校の生徒を持つ低所得世帯に学費軽減を行う学校法人に対して助成した。令和6年度は、子育てに優しい社会の実現に向けた取組として、軽減対象を年収590～910万未満世帯に拡大した。</p> <p>○全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給した。</p> <p>○全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給した。</p> <p>○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、入学金及び授業料を減免し、経済的負担の軽減を図った。</p> <p>○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、県立看護大学が実施する入学金及び授業料の減免を支援した。</p> <p>○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、県立大学が実施する入学金及び授業料の減免を支援した。</p>	<p>○経済的理由により学費の支払が困難な方の負担を軽くするため、高等学校の生徒を持つ低所得世帯に学費軽減を行う学校法人に対して助成した。また、子育てに優しい社会の実現に向けた取組として、高等学校の生徒を持つ年収590～910万未満世帯に学費軽減を行う学校法人に対して助成した。</p> <p>○全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給した。</p> <p>○全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給した。</p> <p>○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、入学金及び授業料を減免し、経済的負担の軽減を図った。</p> <p>○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、県立看護大学が実施する入学金及び授業料の減免を支援する。</p>	<p>○引き続き、制度周知や申請機会を確保するための取組を実施する。</p> <p>○引き続き、制度周知や申請機会を確保するための取組を実施する。</p> <p>○引き続き、制度周知や申請機会を確保するための取組を実施する。</p> <p>○引き続き、制度周知や申請機会を確保するための取組を実施する。</p>	大学・私学振興課
							大学・私学振興課
							大学・私学振興課
							大学・私学振興課
							大学・私学振興課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
				制度不知や理解不足により受給機会を失うことがないよう、制度周知等を行った。R6年度は31,532人(4月分)に就学支援金を支給し、授業料と相殺した。	制度不知や理解不足により受給機会を失うことがないよう、制度周知等を行った。	制度の利用を必要としている世帯(生徒)へ確実に給付できるよう、引き続き制度周知や申請機会を確保するための取組を行う。	教育庁財務課
				制度不知や理解不足により受給機会を失うことがないよう、制度周知等を行った。R6年度は3,950人に対して支給した。	制度不知や理解不足により受給機会を失うことがないよう、制度周知等を行った。	制度の利用を必要としている世帯(生徒)へ確実に給付できるよう、引き続き制度周知や申請機会を確保するための取組を行う。	教育庁財務課
				○「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等に配付及びホームページに掲載した。	○「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等に配付及びホームページに掲載した。	○引き続き「奨学金ガイド」を作成し、県立学校等への配付及びホームページに掲載するなど、制度の周知に努める。	高等学校教育課
	⑨ 生活困窮家庭やひとり親家庭等の子どもの居場所の提供	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭やひとり親家庭等のこどもの学習支援やこども食堂等の居場所の提供を行います。	43	自立相談支援機関において、個別の世帯に対し支援を実施した。	自立相談支援機関において、個別の世帯に対し支援を継続する。	引き続き、自立相談支援機関において支援を継続する。	福祉保健総務課
				○市町村の取組拡大を図るため、生活困窮世帯やひとり親家庭等への学習支援等を行う市町村への補助事業を実施するとともに、市町村担当者向けの勉強会を開催した。【再掲】	○市町村の取組拡大を図るため、生活困窮世帯やひとり親家庭等への学習支援等を行う市町村への補助事業を実施するとともに、市町村担当者向けの勉強会を開催した。【再掲】	○引き続き、市町村が行うこどもの学習支援に対して支援するとともに、優良事例の横展開などに取り組み、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないような環境を整える。【再掲】	こども家庭課
				○すべてのこどもが放課後や土曜日の学習支援活動が受けられるように、市町村の取組を支援したことに加え、「家庭教育研修会」で、より多くの人々に家庭教育の重要性を周知し、家庭教育支援者の資質向上を図るため、オンラインを利用して参加者の増加を図った。【再掲】	○すべてのこどもが放課後や土曜日の学習支援活動が受けられるように、市町村の取組を支援したことに加え、子育てに悩みや不安を抱えている人の相談に対応する家庭教育支援者の資質向上を図るため、「家庭教育研修会」を実施した。【再掲】	○すべてのこどもが放課後や土曜日の学習支援活動が受けられるように、市町村の取組を支援することに加え、「家庭教育研修会」は、引き続きこども家庭課と連携し、ひとり親家庭や生活困窮者等、支援を必要とする状況を把握する内容をはじめ、受講者が子育てに悩みや不安を抱える家庭に対応する資質向上を図る研修となるよう、テーマや構成を検討する。【再掲】	生涯学習推進課
	⑩ 国等の給付型奨学金についての情報提供、県の貸与型奨学金が返還困難時の相談対応	国、民間団体等による給付型奨学金について情報提供を行うとともに、県の貸与型奨学金が返還困難となった場合には、返還猶予や分割返還の相談に応じます。	43	○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。	○学校等に対して、国や関係団体等からの情報を提供した。	○引き続き必要な情報等の提供に努める。	大学・私学振興課
				○情報提供については、「奨学金ガイド」を作成しホームページに掲載した。 ○奨学金の返還が困難となった場合については、返還猶予や分割返還の相談に随時応じた。	○情報提供については、「奨学金ガイド」を作成しホームページに掲載した。 ○奨学金の返還が困難となった場合については、返還猶予や分割返還の相談に随時応じた。	○引き続き「奨学金ガイド」を作成し、ホームページに掲載するなど広く情報提供を行う。 ○奨学金の返還が困難となった場合についても、返還猶予や分割納入など随時相談に応じることとする。	高等学校教育課
	⑪ 相談支援担当者への現場の声を取り入れた実践的な研修実施	多様で複雑化する課題に対応できるよう、相談支援担当者に対して、現場の声を取り入れた実践的な研修を実施します。	43	○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性相談担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性相談担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○女性相談支援員等情報交換会を実施。連携強化と情報共有を行った。 ○困難事例、専門性の高い事例については市町村からの要請に応じ、連携し支援した。 【再掲】	○研修内容を相談支援担当者の資質向上につながるよう設定します。 ○R8年度研修等予定 ・新任女性相談支援員向けの研修(zoom) ・支援調整会議(実務者会議) 上越地区、中越地区、下越地区 ・女性相談支援員等情報交換会	女性相談支援センター
	⑫ 母子生活支援施設への入所支援	死別・離婚・非婚などにより配偶者のいない女性とそのこどもからなる家庭のほか、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などによって実質的に夫婦としての共同生活が難しい状況にある女性に養育することもいる場合は、希望があれば、母子生活支援施設への入所を支援します。	43	○母子生活支援施設への入所希望があれば、市町村、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、本人の意思を尊重した支援を行った。 ○市町村担当者会議において、母子生活支援施設の役割や事務手続きについて周知した。	○母子生活支援施設への入所希望があれば、市町村、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、本人の意思を尊重した支援を行った。 ○市町村担当者会議において、母子生活支援施設の役割や事務手続きについて周知した。	○本人の意思を尊重しながら、生活再建のための支援を行います。 ○母子生活支援施設への入所がスムーズに進むよう、市町村担当者に事務手続き等の周知を図ります。	女性相談支援センター
(2) 住宅支援	① 住まいに困窮している女性に対する公的賃貸住宅の効果的な供給	公営住宅の優先入居等の制度の活用や関係機関との緊密な連携により、住まいに困窮している方に対して、公的賃貸住宅の効果的な供給を図ります。	44	○公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いを実施している。	○昨年度と同様、公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いを実施している。	○今後も関係機関と連携して公営住宅の優先入居及び目的外使用による入居を実施し、住まいに困窮している女性の住宅確保への配慮を継続していく。	建築住宅課
	② 子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進、住宅セーフティネット制度の周知	民間賃貸住宅を有効活用した支援の仕組みづくりに向け、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進するため、住宅セーフティネット制度の周知を図ります。	44	○居住支援協議会やセーフティネット住宅の登録などの住宅セーフティネット制度について、県ホームページでの情報発信により、県民への周知を行った。	○居住支援協議会やセーフティネット住宅の登録などの住宅セーフティネット制度について、県ホームページでの情報発信により、県民への周知を行った。	○居住支援協議会やセーフティネット住宅の登録などの住宅セーフティネット制度について、県ホームページでの情報発信により、県民への周知を行っていく。	都市政策課

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
(3) 就労支援	就労支援	③ 新潟県居住支援協議会を通じた連携強化		○県内の居住支援の活動を促進するため、民間事業者も対象とした居住支援に係る勉強会を開催した。 ○市町村での居住支援の活動を促進するため、市町村との意見交換を実施した。(9市実施) ○居住支援法人との連携を図るため、研修会を開催した。 【再掲】	○県内の居住支援の活動を促進するため、民間事業者も対象とした居住支援に係る勉強会を開催した。 ○市町村での居住支援の活動を促進するため、市町村との意見交換を実施した。(11市実施) ○居住支援法人との連携を図るため、意見交換会を開催した。 【再掲】	○住民に身近な自治体である市町村で居住支援協議会を設立できるよう支援していく。 【再掲】	都市政策課
		① 労働トラブルの解決	安定した就労を確保するため、相談窓口(労働局の総合労働相談コーナー、県の労働相談所など)や、解決制度(労働局長による助言・指導、紛争調整委員会や労働委員会のあっせんなど)の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めます。	46 労働相談所において、相談窓口や紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めている。	労働相談所において、相談窓口や紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めている。 また労働相談対応や出前授業の実施等により、労働トラブルの未然防止に努めている。	引き続き、労働相談所における相談窓口等の周知や相談対応等により、労働トラブルの解決や未然防止等に努めていく。	しごと定住促進課
		② 労働トラブルの未然防止	労働相談所などにおける相談対応のほか、労働法など、労働に関する基本的な知識やルールに関する教材の作成・配付や出前授業の実施、働き方に関するキャンペーンの実施などにより労使ともに周知啓発し、労働トラブルの未然防止に努めます。	46 労働相談所において、相談対応や出前授業の実施等により、労働トラブルの未然防止に努めている。	労働相談所において、相談窓口や紛争解決制度の周知を行い、関係機関と連携して労働トラブルの解決に努めている。 また労働相談対応や出前授業の実施等により、労働トラブルの未然防止に努めている。	引き続き、労働相談所における相談窓口等の周知や相談対応等により、労働トラブルの解決や未然防止等に努めていく。	しごと定住促進課
				経営者層に対する働きかけを通じて多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に取り組むとともに、政労使一体となったキャンペーン等による情報発信を行い、県内企業の人材確保及び働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めている。	○多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に向け、テーマ別セミナー及び個別併走支援を行うとともに、就活生・求職者・県内企業向けに各種企業認定制度の活用促進キャンペーンを実施し、働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めている。	引き続き、多様で柔軟な働き方が可能な企業の創出・拡大に取り組むとともに、政労使一体となったキャンペーン等による情報発信を行い、県内企業の人材確保及び働く場として「選ばれる新潟」の実現に努めていく。	しごと定住促進課
				○若者のための労働ハンドブック(電子版)を作成し、高校生などに周知を行った。【再掲】	○若者のための労働ハンドブック(電子版)を作成し、高校生などに周知を行った。【再掲】	○ハンドブックの形式を変更し、より活用してもらえるようHPにリンク集を作成予定。【再掲】	雇用能力開発課
		③ 市町村、就職支援機関と連携した事業周知等	市町村や、ハローワーク(マザーズハローワーク等を含む)、地域若者サポートステーション等の就職支援機関と連携して事業周知等を行います。	46 ○臨床心理士による心理カウンセリングや支援機関との連絡調整会議、研修会の開催などにより、支援ネットワークの形成を図った。【再掲】	○対象者を地域若者サポートステーションの登録年齢である15歳～49歳までとし、臨床心理士による心理カウンセリングや支援機関との連絡調整会議、研修会の開催などにより、支援ネットワークの形成を図った。(名称変更:若年者等自立支援ネットワーク化推進事業)【再掲】	○ニーズの高まる臨床心理士による心理カウンセリング業務をサボステに委託し、若年無業者の職業的自立を図る。(名称変更:若年者等無業者就労準備支援事業)【再掲】	雇用能力開発課
		④ 高齢者に対する支援	高齢者の新規就業や、雇用促進に向けた支援の取組を行います。	46 ○高齢者の新規就業等を支援するため、個別相談やマッチング支援、職場の環境整備などを実施した。 ・合同企業説明会 ・企業向けオンラインセミナー	○高齢者の新規就業等を支援するため、個別相談やマッチング支援、職場の環境整備などを実施した。 ・合同企業説明会 ・企業向けオンラインセミナー	○引き続き、関係機関と連携を図りながら、個別相談やマッチング支援、職場の環境整備などを行う。	雇用能力開発課
		⑤ 障害のある女性に対する支援	障害のある女性に対し、ハローワークや、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関、事業所や民間団体等と連携して支援を行います。	46 ○障害者雇用に対する企業の取組を促進するため、障害者就業・生活支援センターが所属する職場実習の受入事業所に対し、協力費を支給した。 ○企業と障害者の効果的なマッチングを図るため、障害者就業・生活支援センターに登録する障害者が職場実習を行う場合に、実習者の動機付けを目的とした実習手当を支給した。	○障害者雇用に対する企業の取組を促進するため、障害者就業・生活支援センターが所属する職場実習の受入事業所に対し、協力費を支給する。 ○企業と障害者の効果的なマッチングを図るため、障害者就業・生活支援センターに登録する障害者が職場実習を行う場合に、実習者の動機付けを目的とした実習手当を支給する。	○障害者就業・生活支援センターが所属する職場実習の受入事業所に対して協力費を支給することにより、障害者雇用の促進を図る。 ○障害者就業・生活支援センターに登録する障害者が職場実習を行う場合に、実習者の動機付けを目的とした実習手当を支給することにより、企業と障害者の効果的なマッチングを図る。	雇用能力開発課
		⑥ ひとり親家庭等就業・自立支援センターでのきめ細やかな就業支援	ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援員による就業相談を実施していきます。また、ひとり親と登録企業の就業マッチングを行うシステムを設け、就業支援員が登録したひとり親と登録企業のマッチングを行うなど、きめ細やかな就業支援を実施するとともに、自立支援の受け皿として、登録企業の確保に努めます。	46 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。【再掲】	○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門の相談員を設置し、就労や養育費の確保に関する相談対応を行った。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。【再掲】	○引き続き、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援の充実・強化に努めるとともに、事業主に対する周知啓発などにより、ひとり親の雇用機会の拡大を図る。【再掲】	こども家庭課
⑦ 母子自立支援プログラム策定員の配置	ひとり親家庭の母等の個々の実情に応じた就労支援を行うため、地域振興局健康福祉環境部地域福祉課(県内5か所)に母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、支援します。	46 ○ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、状況やニーズにあった自立支援プログラムを策定するため、プログラム策定員を各地域に配置し、相談を受け付けた。【再掲】	○ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、状況やニーズにあった自立支援プログラムを策定するため、プログラム策定員を各地域に配置し、相談を受け付けた。【再掲】	○引き続き、ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の向上が図られるよう、プログラム策定及びプログラムに基づく支援を行う。【再掲】	こども家庭課		
⑧ 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業の実施	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業を実施します。	46 ○ひとり親家庭の親が、就業に必要な資格や技能を取得する際の受講料や、就学期間中の生活費等に対して給付金を支給した。【再掲】	○ひとり親家庭の親が、就業に必要な資格や技能を取得する際の受講料や、就学期間中の生活費等に対して給付金を支給した。【再掲】	○引き続き、ひとり親家庭の親の自立を支援するため、資格取得のための費用等の助成を行う。【再掲】	こども家庭課		

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
4 孤独・孤立防止に向けた支援	(1) 居場所づくりの支援	⑨ ファミリーサポートセンターの活用	ひとり親家庭等で自立促進に必要な事由(就学、就職活動等)や社会的事由(疾病、学校行事等)により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、ファミリーサポートセンターの活用を進めます。	46 ○ファミリーサポートセンターを運営する市町村に対して補助を実施した。	○ファミリーサポートセンターを運営する市町村に対して補助を実施した。	○引き続き、ファミリーサポートセンターを運営する市町村に対して補助を実施する。	こども家庭課
		⑩ 県が実施する公共職業訓練コース「ひとり親優先枠」設定による訓練の受講機会確保	ひとり親家庭の母等に対し、県が実施する公共職業訓練コース(コースによって託児施設の利用も可)に「ひとり親優先枠」を設定して訓練の受講機会を提供します。	46 ○受講者の幅広いニーズに応えるため、一般向け委託訓練コースの中に「ひとり親優先枠」を設定して実施する。【再掲】	○受講者の幅広いニーズに応えるため、一般向け委託訓練コースの中に「ひとり親優先枠」を設定して実施する。【再掲】	○ひとり親家庭の親が、就職に求められる能力を身につけるための職業訓練を受講できるよう引き続き優先枠を設定する。 ○コースによっては託児施設が利用できるため、関係機関と連携して広報を強化していく。【再掲】	雇用能力開発課
	(2) 自殺予防対策の推進	市町村や民間団体と連携した居場所づくり支援	安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所は、社会とのつながりや支援の継続性を保つ上で重要な役割を担っているため、市町村や民間団体と連携して、居場所づくりを支援します。	48 ○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施した。【再掲】	○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施した。【再掲】	○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施する。【再掲】	こども家庭課
		県民運動としての自殺対策推進	悩みを抱えている方がためらわずSOSを発信し、必要な相談窓口につながり、関係機関の連携による必要な支援が受けられるよう、県民一人一人が自殺予防に対する意識をもつことや、社会全体で自殺の危険性を低下させるために関係機関が連携することを基本に、県民運動として自殺対策を推進します。	48 ○自殺の背景には、様々な問題が複雑に絡み合っていることから、県内の多様な関係団体が自殺対策に取り組んでいる。県では、新潟県自殺予防対策推進県民会議を開催し、県民運動として総合的に自殺対策を推進している。 ○新潟県こころの相談ダイヤルを運営し、保健所、市町村、コンビニエンスストアや銀行等利用者への周知を行うとともに、エックスでの発信やWeb広告など、幅広い媒体を活用して啓発を進めた。	○自殺の背景には、様々な問題が複雑に絡み合っていることから、県内の多様な関係団体が自殺対策に取り組んでいる。県では、新潟県自殺予防対策推進県民会議を開催し、県民運動として総合的に自殺対策を推進している。 ○新潟県こころの相談ダイヤルを運営し、保健所、市町村、コンビニエンスストアや銀行等利用者への周知を行うとともに、エックスでの発信やWeb広告など、幅広い媒体を活用して啓発を進めている。	○引き続き、県民運動としての自殺対策を総合的に推進するとともに、周知啓発については、自殺統計等で、現状を確認しながら、進めていく。	障害福祉課
5 犯罪被害防止に向けた支援	(1) 性暴力・性犯罪被害者のための支援	被害者の心身の負担軽減と、性犯罪被害を潜在化させない取組の推進	性暴力や性犯罪の被害者に寄り添い、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供する「性暴力被害者支援センター(にいがた)1」を設置し、被害後の手続きなどへの付添支援など、被害者の心身の負担を軽減するとともに性犯罪被害を潜在化させない取組を推進します。	49 ○性暴力・性犯罪被害者の相談窓口「性暴力被害者支援センター(にいがた)1」において、電話相談及び面接相談を行うとともに、被害直後から、医療的支援、心理的支援、法的支援など、被害者に寄り添った支援を行い、心身の負担軽減等を図った。	○性暴力・性犯罪被害者の相談窓口「性暴力被害者支援センター(にいがた)1」において、電話相談及び面接相談を行うとともに、被害直後から、医療的支援、心理的支援、法的支援など、被害者に寄り添った支援を行い、心身の負担軽減等を図る。	○性暴力・性犯罪被害者が必要とする支援を、可能な限りワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図る。	県民生活課
		性暴力や性犯罪を受けた被害者の心情に配慮したきめ細やかな対応を心掛けるとともに、加害者検挙に向けた適切な捜査を推進した。	○性暴力・性犯罪を受けた被害者の心情に配慮したきめ細やかな対応を心掛けるとともに、加害者検挙に向けた適切な捜査を推進した。	○引き続き、性被害を受けた被害者に寄り添った適切な対応を心掛けるとともに、この種事案が潜在化しないような適切な捜査等を推進する。	県警人身安全対策課		
		地域ぐるみの支え合い活動促進に向けた必要な情報提供	女性や子どもが犯罪被害に遭わないよう、警察、市町村、教育委員会・学校(幼稚園を含む)、保育所、事業者、地域住民等が連携・協力した地域ぐるみの支え合い活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。	49 ○子どもが事件被害に遭わないよう、地域の方にも参加してもらい防犯マップづくりの講習会を開催し、子どもの危険予知能力の向上を図った。	○子どもが事件被害に遭わないよう、地域の方にも参加してもらい防犯マップづくりの講習会を開催し、子どもの危険予知能力の向上を図った。	○防犯マップづくりを行うなど、地域ぐるみの防犯活動を推進する。	県民生活課
	(2) 地域ぐるみの支え合い活動の促進	犯罪被害の未然防止・拡大防止のための相談窓口の充実・周知、意識啓発など	女性や子どもが犯罪被害に遭わないよう、ひかるくん・ひかりちゃん安心メールで不審者情報や防犯情報を発信したほか、学校や地域の防犯ボランティア等と地域や子どもの安全に関する情報共有を図った。	○女性や子どもが犯罪被害に遭わないよう、ひかるくん・ひかりちゃん安心メールで不審者情報や防犯情報を発信したほか、学校や地域の防犯ボランティア等と地域や子どもの安全に関する情報共有を図った。	○女性や子どもが犯罪被害に遭わないよう、ひかるくん・ひかりちゃん安心メールで不審者情報や防犯情報を発信したほか、学校や地域の防犯ボランティア等と地域や子どもの安全に関する情報共有を図った。	今後、ひかるくん・ひかりちゃん安心メールで情報発信を行うほか、関係機関・団体と地域や子どもの安全に関する情報共有し、連携強化を図る。	県警生活安全企画課
			女性・子どもが被害者となる不審者事案、声掛け事案等について、早期に行為者を判明させ検挙・指導等の措置がとれるよう適切な捜査を推進するとともに、行政、学校、地域住民等と連携・協力する等地域ぐるみで支え合える活動ができるよう情報共有を図った。	○女性・子どもが被害者となる不審者事案、声掛け事案等について、早期に行為者を判明させ検挙・指導等の措置がとれるよう適切な捜査を推進するとともに、行政、学校、地域住民等と連携・協力する等地域ぐるみで支え合える活動ができるよう情報共有を図った。	○引き続き、関係機関との情報共有を密にし、女性・子ども被害の事案の未然防止及び発生時の行為者の早期検挙・指導を推進する。	県警人身安全対策課	
			ストーリーやDV及び児童虐待等の女性に対する犯罪被害を未然防止するとともに、その拡大を防止するために、相談窓口の充実及び周知、女性と子どもの犯罪被害防止に関する意識啓発などの取組を促進します。	49 ○新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会において、毎月1回発行している「安全・安心ニュース」内で各種事件被害防止を呼び掛け、意識啓発に努めた。 ○11月の「被害者支援を考える月間」に、犯罪被害者支援フォーラムや犯罪被害者等支援を考えるパネル展を開催し、被害者支援の取組について周知・広報を行った。 ○通学路等の安全点検や不審者情報等の共有及び提供、学校等における不審者対応訓練の実施など、通学路等における子どもの安全確保対策を推進した。【再掲】 ○児童虐待防止月間等における広報啓発活動を推進したほか、警察相談等受理時において、その背景にDVや虐待の主として女性が被害となる事案が潜んでいることを念頭に、各職員が幅広くきめ細やかな聴取を推進した。	○新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会において、毎月1回発行している「安全・安心ニュース」内で、各種事件被害防止を呼び掛け、意識啓発に努めた。 ○11月の「被害者支援を考える月間」に、犯罪被害者支援フォーラムや犯罪被害者等支援を考えるパネル展を開催し、被害者支援の取組について周知・広報を行う。 ○通学路等の安全点検や不審者情報等の共有及び提供、学校等における不審者対応訓練の実施など、通学路等における子どもの安全確保対策を推進した。【再掲】 ○児童虐待防止月間等における広報啓発活動を推進したほか、警察相談等受理時において、その背景にDVや虐待の主として女性が被害となる事案が潜んでいることを念頭に、各職員が幅広くきめ細やかな聴取を推進した。	○「安全・安心ニュース」による広報の他、あらゆる機会をとらえた広報啓発を実施し、広く犯罪被害防止に関する意識啓発を図る。 ○犯罪被害者等支援に関する理解促進が図られるよう、引き続き啓発に取り組んでいく。	県民生活課
広報啓発活動の推進	ストーリーやDV及び児童虐待等の女性に対する犯罪被害を未然防止するとともに、その拡大を防止するために、相談窓口の充実及び周知、女性と子どもの犯罪被害防止に関する意識啓発などの取組を促進します。	49 ○新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会において、毎月1回発行している「安全・安心ニュース」内で、各種事件被害防止を呼び掛け、意識啓発に努めた。 ○11月の「被害者支援を考える月間」に、犯罪被害者支援フォーラムや犯罪被害者等支援を考えるパネル展を開催し、被害者支援の取組について周知・広報を行った。 ○通学路等の安全点検や不審者情報等の共有及び提供、学校等における不審者対応訓練の実施など、通学路等における子どもの安全確保対策を推進した。【再掲】 ○児童虐待防止月間等における広報啓発活動を推進したほか、警察相談等受理時において、その背景にDVや虐待の主として女性が被害となる事案が潜んでいることを念頭に、各職員が幅広くきめ細やかな聴取を推進した。	○新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会において、毎月1回発行している「安全・安心ニュース」内で、各種事件被害防止を呼び掛け、意識啓発に努めた。 ○11月の「被害者支援を考える月間」に、犯罪被害者支援フォーラムや犯罪被害者等支援を考えるパネル展を開催し、被害者支援の取組について周知・広報を行う。 ○通学路等の安全点検や不審者情報等の共有及び提供、学校等における不審者対応訓練の実施など、通学路等における子どもの安全確保対策を推進した。【再掲】 ○児童虐待防止月間等における広報啓発活動を推進したほか、警察相談等受理時において、その背景にDVや虐待の主として女性が被害となる事案が潜んでいることを念頭に、各職員が幅広くきめ細やかな聴取を推進した。	○引き続き、広報推進活動等や各種警察相談の受理を適切に行うことにより、ストーリー・DV虐待事案等への迅速な対応と、犯罪の未然防止・被害拡大防止活動を推進する。	県警人身安全対策課		

基本目標	重点目標	取組の内容	計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
基本目標Ⅳ 関係機関・民間団体との連携・協働の推進	関係機関・民間団体との連携	(1) 支援調整会議を活用した連携体制の強化	女性に関する課題が複雑化、多様化、複合化しており、市町村、関係機関、民間団体が早期に円滑かつ適切な支援を行うため、支援調整会議を活用し、以下の会議を有機的に運動させて、支援体制を検討・構築します。 ① 代表者会議 関係機関や民間団体との代表者会議を年1回程度開催し、本県の支援体制の構築に向けた検討や指標に関する全体評価を実施し、課題や方向性を共有します。 ② 実務者会議 関係機関や民間団体、市町村担当者との具体的な事案に基づく検討会や研修を行い、県内の困難な問題を抱える女性の実態を踏まえた課題等を把握し、連携強化を図ります。 ③ 個別ケース検討会議 必要に応じて、一時保護、処遇の難しい事案、専門的・広域的な事案などについて、関係機関や民間団体、市町村担当者との支援方針を検討します。	50 ○支援調整会議(代表者会議)を2回実施し、課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和6年7月18日、令和7年1月30日 ○支援調整会議(実務者会議)を3回実施し、事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 ○個別ケース会議を37回実施し、支援対象者の支援方針の検討を行った。 ・参集者～支援対象者、女性相談支援員、弁護士、県女性相談支援センター 【再掲】	○支援調整会議(代表者会議)を実施し、地域の課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和8年1月22日 ○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○個別ケース会議 ・他機関主催のケース会議に1回参加 ・関係機関とのケース協議を随時実施。参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター(ケースにより弁護士、支援対象者も参加)。 【再掲】	○支援調整会議を活用して、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整えます。 ・支援調整会議(代表者会議) ・支援調整会議(実務者会議) ・個別ケース会議～随時 ○実務者会議は、地域の課題が抽出できるような研修テーマの設定と連携が深まるグループワークを設定します。 ○関係機関だけでなく、本人の意思を尊重するためにも本人を交えた個別ケース会議を増やしていきます。 【再掲】	こども家庭課 女性相談支援センター
		(2) ネットワークの拡大と連携強化	① 関係機関・民間団体と連携した効果的な支援 個別の相談への対応や支援の検討においては、要保護児童対策地域協議会や児童相談所、学校、医療機関等支援に関わる機関や民間団体とも連携し、効果的な支援に努めます。	50 ○同伴児童に関しては、児童相談所と連携しながら対応した。 ○被害者の求めに応じて、相談員等がこどもへの対応や子育ての助言を行った。 【再掲】	○同伴児童に関しては、児童相談所と連携しながら対応した。 ○市町村や配偶者暴力相談支援センター等と連携して、医療受診や生活に必要な手続きの支援を行った。 【再掲】	○児童相談所、市町村と連携しながら同伴児童が安心して過ごせるような支援を行います。 【再掲】	女性相談支援センター
		② 市町村DV担当課の要保護児童対策地域協議会への参画促進	市町村DV担当課の要保護児童対策地域協議会への参画を促します。	50 ○要保護児童対策地域協議会にDV担当課が構成員として参加していない4市町村は要保護児童対策地域協議会と連携して取組を行った。	○要保護児童対策地域協議会にDV担当課が構成員として参加していない4市町村は要保護児童対策地域協議会と連携して取組を行っている。	○要保護児童対策地域協議会の構成員となるよう働きかけていく。	こども家庭課
		③ 圏域・地域ごとの会議・研修	地域におけるネットワークづくりのため、圏域・地域ごとの会議・研修を実施します。	51 ○支援調整会議(実務者会議)を通して、関係機関や民間団体との連携を深めた。 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日	○支援調整会議(実務者会議) ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参集者～市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回(オンライン形式) ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回(対面形式) ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 【再掲】	○支援調整会議(実務者会議)を4回実施予定 ○女性相談支援員情報交換会を実施予定 ○地域におけるネットワークづくりや、関係機関との更なる連携強化につなげます。	女性相談支援センター
	④ 広域的な対応を要するときの円滑な連携	被害者の支援において、広域的な対応を要する場合は、関係機関に予め連絡、調整を行う等により円滑な連携に努めます。	51 ○広域的な対応を行う際は市町村や関係機関に連絡し、調整を行った。	○広域的な対応を行う際は市町村や関係機関に連絡し、調整を行っている。	○引き続き、市町村や関係機関と連絡・調整を行い連携していく。	こども家庭課	
	⑤ 秘密の保持	個人情報保護の観点から、職務上知り得た情報については第三者や機関等に漏れることがないように、秘密の保持に努めます。	51 ○各種会議等において、個人情報については適切に取り扱うよう助言した。	○各種会議等において、個人情報については適切に取り扱うよう助言している。	○個人情報については、特に適切に管理するよう、様々な機会を通じて周知していく。	こども家庭課	
	(3) 民間団体との連携・協働の推進	① 民間団体と連携・協働した事業実施、民間団体が適切かつ効果的な運営を継続できるような支援	困難な問題を抱える女性に対して、早期の把握から相談、一時保護、自立支援に至るまで民間団体との連携・協働した事業の実施に努めるとともに、民間団体が適切かつ効果的な運営を継続することができるよう支援します。	51 ○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施した。 ○一時保護委託施設の入所者の生活支援や関係機関での諸手続や医療機関への受診同行を一時保護を委託している民間団体に委託した。 【再掲】	○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施した。 ○一時保護委託施設の入所者の生活支援や関係機関での諸手続や医療機関への受診同行を一時保護を委託している民間団体に委託した。 【再掲】	○居場所の提供や自立に向けたプログラムの実施など民間団体の先進的な取組を行っている市町村に対して補助を実施する。 ○引き続き、一時保護委託施設の入所者の支援を民間団体と連携して実施する。 【再掲】	こども家庭課
		② DV・デートDVを予防する教育等を通じた普及啓発	民間団体の協力を得て、DV・デートDVを予防する教育等を通じて普及啓発を推進します。	51 ○民間団体のノウハウ等を活用したDV予防啓発活動を行った。 ・デートDVセミナー:11校 ・デートDVセミナーDVD貸出:2校 【再掲】	○民間団体のノウハウ等を活用したDV予防啓発活動を行った。 ・デートDVセミナー:9校 ・デートDVセミナーDVD貸出:3校 【再掲】	○被害者の状況に応じた円滑な対応を図るため、民間団体との連携強化に努めるとともに、民間団体のノウハウを活かした活動を引き続き実施する。 【再掲】	こども家庭課
		③ 多様な一時保護先の確保	様々な配慮を要する女性の一時保護に備え、民間団体等、多様な一時保護先の確保に努めます。	51 ○被害者のニーズに応じた対応ができるよう、適切な委託先の確保とともに、委託施設との連携の強化に努めた。(一時保護委託先:4施設→5施設)【再掲】	○被害者のニーズに応じた対応ができるよう、適切な委託先の確保とともに、委託施設との連携の強化に努めた。(一時保護委託先:5施設)【再掲】	○相談者のニーズに応じて適切に一時保護ができるよう、民間団体とも連携しながら、一時保護委託先の確保に努めます。 【再掲】	女性相談支援センター

基本目標	重点目標	取組の内容			計画ページ	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	担当課
基本目標Ⅴ 二次被害防止と適切な苦情対応	二次被害防止・適切な苦情対応	(1) 二次被害の防止	二次被害防止のための研修	配偶者暴力等の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行うことがないよう、二次被害防止のための研修を行います。	52	○支援調整会議(実務者会議)等で二次被害防止のための研修を実施した。	○支援調整会議(実務者会議)の全体会議等で二次被害防止のための研修を実施した。	○各種会議・研修を通じて、被害者の個々の状況に応じた相談支援が行えるよう努めます。	女性相談支援センター
		(2) 適切な苦情対応	① 苦情解決担当者や責任者の明確化、申出の方法の周知	苦情解決担当者や責任者を明確にし、苦情の申出の方法について利用者へ分かりやすく周知します。	52	○福祉サービスの質と信頼性の向上のため、苦情解決の内容や結果を公表した。 ※R6年度:苦情0件	○福祉サービスの質と信頼性の向上のため、苦情解決の内容や結果を公表した。 ※R7年度11月末時点で苦情0件	○寄せられた苦情に対して適切に対応できるよう、職員の資質向上に努めます。	女性相談支援センター
			② 苦情解決の内容や結果の公表	福祉サービスの質と信頼性の向上のため、苦情解決の内容や結果を公表します。	52				